

名護市成年後見制度利用促進基本計画

令和4年3月

沖縄県名護市

■目次

1 計画の策定にあたって	1
(1) 成年後見制度とは.....	1
(2) 計画策定の背景と目的.....	3
(3) 計画の位置づけ.....	4
(4) 計画の期間	5
2 名護市の権利擁護等の現状と取り組むべき課題	6
(1) 成年後見制度などを取り巻く社会の動き（法制度等の整理）	6
(2) 名護市における成年後見制度の利用状況等.....	12
①基礎データの整理.....	12
②名護市等におけるこれまでの取り組みの状況.....	20
③関係団体ヒアリング（問題点や実態の把握）	25
(3) 調査からみる計画課題.....	31
3 計画のめざすところ	33
(1) 成年後見制度利用促進によってめざすまちの姿.....	33
(2) 目標	34
(3) 基本的な考え方.....	34
(4) 取り組みの方針と体系.....	37
4 名護市等の取り組み	39
方針1 権利擁護支援につながる地域連携ネットワーク・中核機関をつくる	39
方針2 誰もが安心して利用できるよう制度の利用を支える	44
方針3 成年後見制度に関する広報・周知を進める	48
5 計画の推進にあたって	51
(1) 計画の周知	51
(2) 計画の評価	51
資料編	52
(1) 策定の体制等	52
(2) 策定の経緯	56

1 計画の策定にあたって

(1) 成年後見制度とは

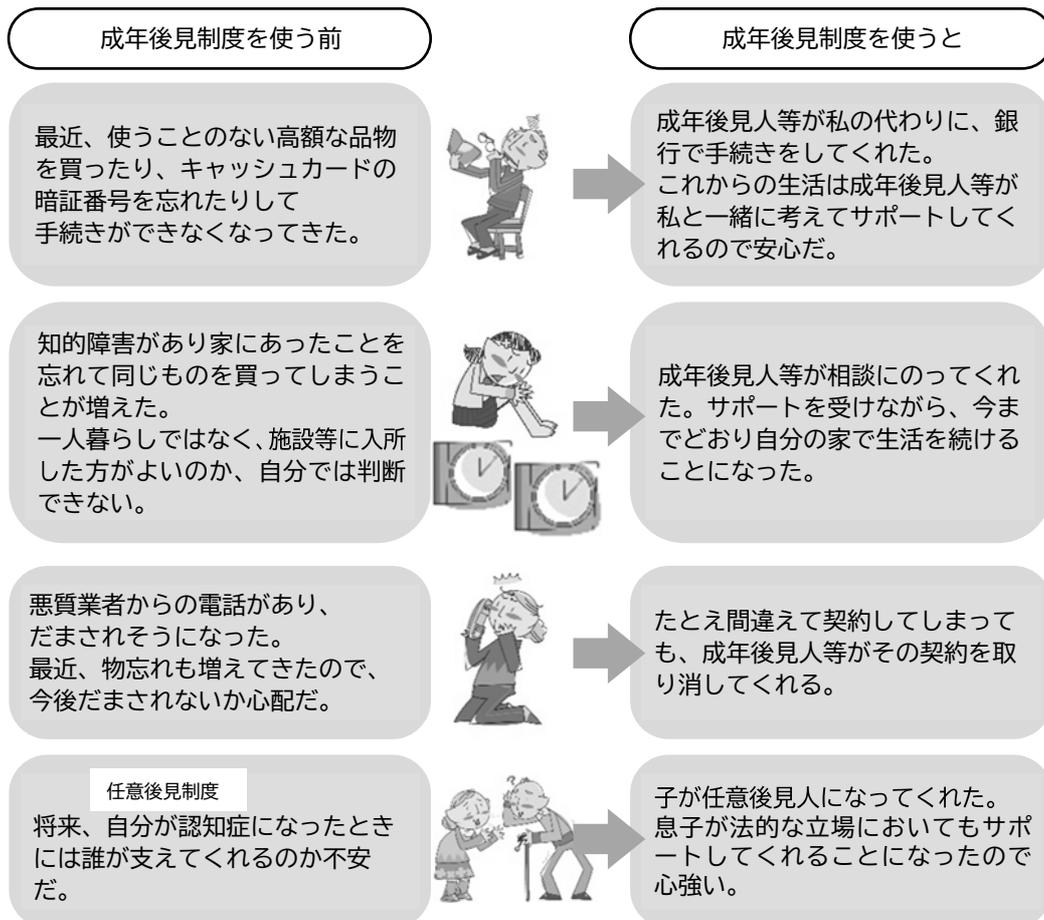
成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどで日常生活の様々な場面で判断することが難しくなった方の財産と権利を守り、自分らしい生活を法的に支援する制度です。

判断や意思決定が困難な方は、財産管理（不動産や預貯金などの管理、相続手続など）や身上保護（介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結など）などの法律行為をひとりで行うのが難しい状況にあります。また、人権侵害にあうおそれもあります。

こうした事態を防ぐため、申立により家庭裁判所によって選ばれた支援者（成年後見人等）がその方に代わって不動産や預貯金等の管理を行ったり、必要な介護・福祉サービスの利用等を進めたりすることで、その方を法的に守る制度が導入されました。

成年後見制度には、判断能力が低下している方のための法定後見制度と将来の不安に備えるための任意後見制度があります。

成年後見制度の利用



出典：厚生労働省ホームページ 成年後見はわかり「成年後見制度とは？」

①法定後見制度

法定後見制度は、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（補助人・保佐人・成年後見人）が、判断能力が不十分な方等を法的に保護・支援します。

本人の判断能力に応じて「補助」「保佐」「後見」の3つの種類（類型）があります。

	補助	保佐	後見
対象となる方	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方
成年後見人等が同意又は取り消すことができる行為（※1）	申立てにより裁判所が定める行為（※2）	借金、相続の承認など、民法13条1項記載の行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為
成年後見人等が代理することができる行為（※3）	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為

※1 成年後見人等が取り消すことができる行為には、日常生活に関する行為（日用品の購入など）は含まれません。

※2 民法13条1項記載の行為（借金、相続の承認や放棄、訴訟行為、新築や増改築など）の一部に限ります。

※3 ご本人の居住用不動産の処分については、家庭裁判所の許可が必要となります。

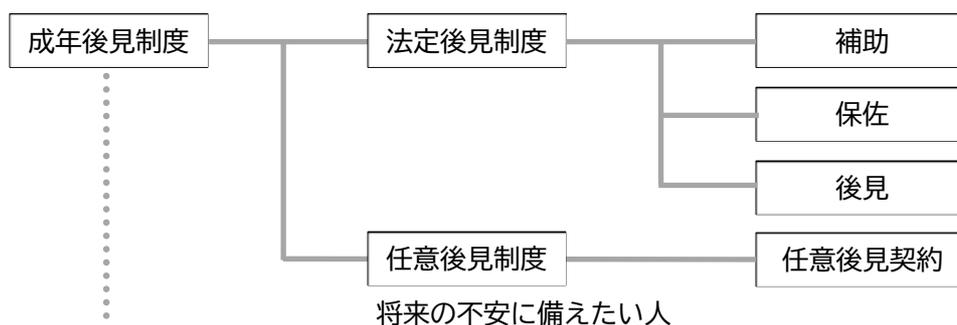
※補助開始の審判、補助人に同意権・代理権を与える審判、保佐人に代理権を与える審判をする場合には、ご本人の同意が必要です。

出典：成年後見制度利用促進ポータルサイト

②任意後見制度

本人の十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめ本人自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておき、本人の判断能力が低下した際に、任意後見人がこれらの事務を代わって行う制度です。

【成年後見制度の類型】



未成年後見制度

法律上、未成年者は、自分では財産管理や契約行為等ができず、身上面での監護教育が必要とされています。親権者が死亡、行方不明などで親権を行う人がいない未成年者の権利を守るために、未成年者を監護教育したり財産を管理する未成年後見人を選任し、未成年者を保護する制度です。

(2) 計画策定の背景と目的

近年、国において、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会の実現」を目指しています。

そして、たとえ判断能力が低下し、ひとりで選択・決定することが難しい状態になっても、地域に参画しその人らしい生活を継続できるよう、成年後見制度の適切な利用を含め、住民に必要な権利擁護の支援につなげることができる地域のしくみづくりを求めています。

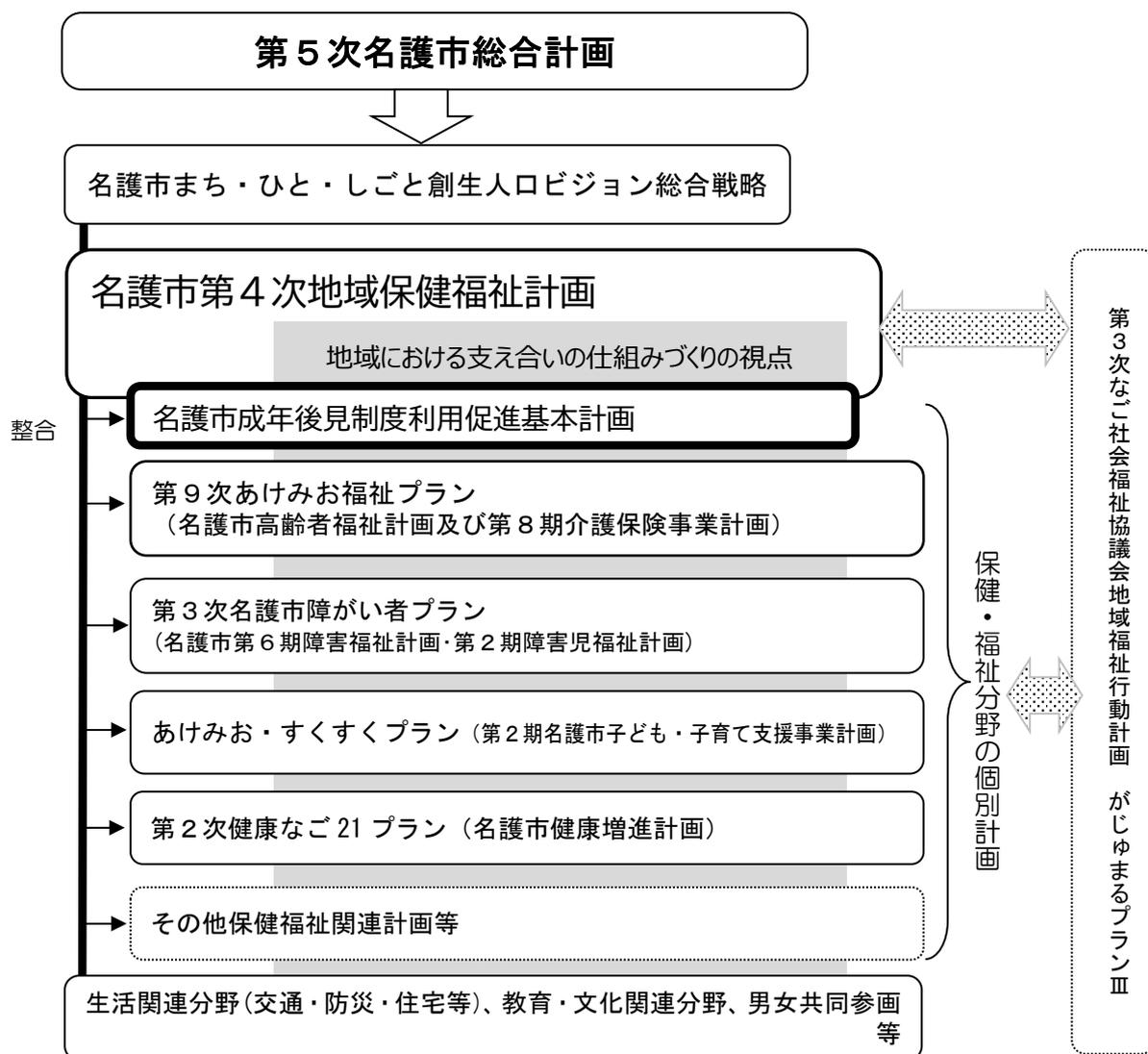
成年後見制度は、ひとりで選択・決定することが難しい状態となっても自分らしい生活を支える重要な手段であるにもかかわらず、全国的に十分に活用されていない状況があるとされています。そこで、国は、平成28年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行し、この法律に基づいた国の「成年後見制度利用促進基本計画」を平成29年に閣議決定しました。同法律（第十四条）には、市町村においても、国の基本計画を勘案した成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるとともに、成年後見制度の利用を促進する中核機関の設置を検討するよう努めるものと明示しました。

今後の名護市においても、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者、障がい者等の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられます。

本市においては、市の責務として、国の基本計画を勘案した「名護市成年後見制度利用促進基本計画」（以下「市の基本計画」という。）を策定し、本市の成年後見制度の利用促進に向けた権利擁護支援の連携のしくみづくりや具体的な取り組み等を定め、総合的かつ計画的に推進していきます。

(3) 計画の位置づけ

本計画は、保健・福祉分野の最上位計画である第4次名護市地域保健福祉計画（計画期間：平成30年度～令和4年度）の基本目標3で位置付けた『権利擁護の仕組みを整える』の「成年後見制度等の利用促進」、「成年後見制度などの円滑な運用に向けた体制の確保」の施策について、国の方針等を踏まえた見直しを行い、権利擁護の仕組みをより充実させるための考えや取り組みを示し、成年後見制度利用促進の市町村計画として位置付けるものです。あけみお福祉プランや障がい者プランに位置付けている成年後見制度の利用促進に係る施策も本計画と整合を図りながら進めていきます。



(4) 計画の期間

計画期間は、名護市地域保健福祉計画との策定期間をあわせるため、令和4（2022）年度から令和9（2027）年度までの6か年計画とし、必要に応じて見直しを行うこととします。

年度	R 3 2021	R 4 2022	R 5 2023	R 6 2024	R 7 2025	R 8 2026	R 9 2027
名護市総合計画 基本構想	第5次名護市総合計画基本構想(R11まで)						
	第5次 前期5年			第5次 後期5年			
名護市 地域保健福祉計画	第4次		第5次				
名護市成年後見制度利用促進基本計画	●						
あけみお福祉プラン	第9次			第10次			
高齢者福祉計画							
介護保険事業計画	第8期			第9期			
名護市障がい者プラン	第3次			第4次			
障害者計画	第3期			第4期			
障害福祉計画	第6期			第7期			
障害児福祉計画	第2期			第3期			

※将来的に策定される計画の計画期間（点線部分）については、仮定によるものです。

②成年後見制度の利用促進法、国基本計画の策定

成年後見制度の更なる利用促進を図るとともに、意思決定支援・身上保護の側面も重視し、利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善していくことを目的として、平成28年5月に利用促進法が施行され、平成29年3月には、国基本計画が閣議決定されました。

■国 第一期基本計画のポイント

【計画の対象期間】 平成29年度から令和3年度まで

【基本的な考え方】

- ①ノーマライゼーション（個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する）
- ②自己決定権の尊重（意思決定支援の重視と自発的意思の尊重）
- ③財産管理のみならず、身上保護も重視。

【施策の目標】

- ①利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
⇒財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人等の選任・交代
⇒本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断書の在り方の検討
- ②権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
⇒①制度の広報②制度利用の相談③制度利用促進（マッチング）④後見人支援等の機能を整備
⇒本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体の協力体制（「協議会」、コーディネートを行う「中核機関（センター）」の整備
- ③不正防止の徹底と利用しやすさとの調和
⇒後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討 ※預貯金の払戻しに後見監督人等が関与

国基本計画により、上記のような地域全体の連携の仕組みを段階的に整備するため、市町村に対して計画を策定することも求められています。さらに、市町村計画に盛り込むことが望ましい内容が以下のように示されています。

■市町村計画に盛り込むことが望ましい内容

▶ 権利擁護支援の地域連携ネットワークの以下の役割を実現させる体制整備の方針

- 1 権利擁護支援の必要な人の発見・支援 ⇒（1）広報機能（制度の広報・周知）
- 2 早期の段階からの相談・対応体制の整備 ⇒（2）相談機能（相談・発見）
- 3 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築
⇒（3）成年後見制度利用促進機能（地域体制整備、後見人の支援）

▶ 地域連携ネットワークの中核機関の整備・運営方針

▶ 地域連携ネットワークおよび中核機関の4つの機能（広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能）の段階的・計画的整備方針

▶ 「チーム」「協議会」の具体化の方針

※既存の地域福祉・地域包括ケア・司法とのネットワークといった地域資源の活用や、地域福祉計画など既存の施策との横断的・有機的連携に配慮した内容とする

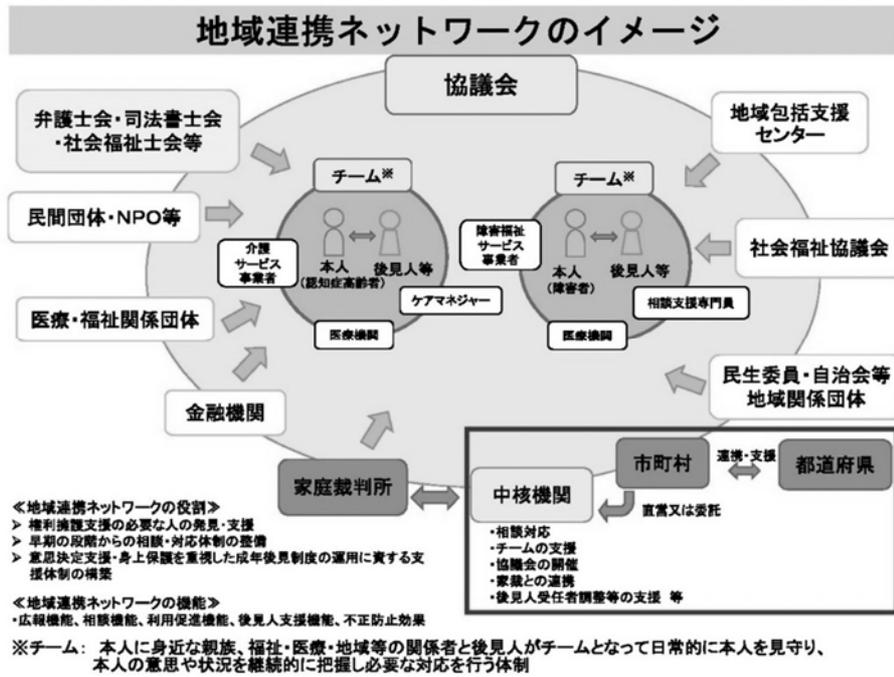
▶ 成年後見制度の利用に関する助成制度の在り方

(市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引きより)

ア 権利擁護支援の地域連携ネットワークとは

全国どの地域においても、必要な人が、本人らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるよう、各地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援に必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。

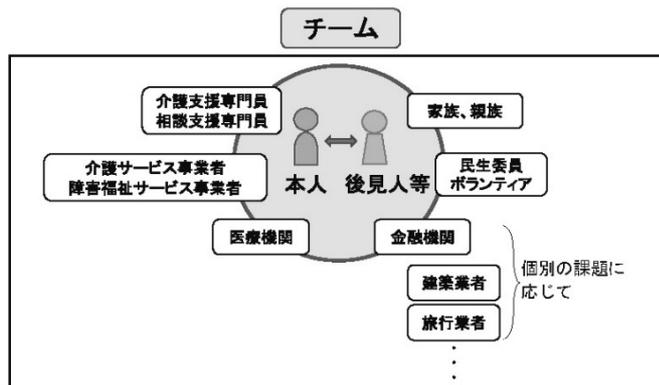
「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」という3つの役割を念頭に、既存の保健・医療・福祉の連携（医療・福祉につながる仕組み）に司法も含めた連携の仕組みを構築するものとされ、「チーム」「協議会」「中核機関」を構成要素とします。



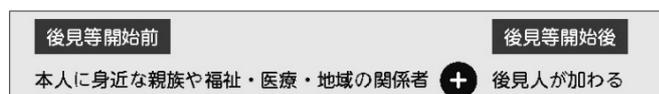
図は厚生労働省 ホームページより

イ チームとは

協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みです。



メンバー例：家族・親族、主治医、介護支援専門員、相談支援専門員、生活保護ケースワーカー、保健師、精神保健福祉士、入所先社会福祉施設、入院先医療機関、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、訪問看護ステーション、民生委員・近隣住民、ボランティア、金融機関、市町村窓口、専門職、建築業者、旅行業者等、必要に応じて構成される。

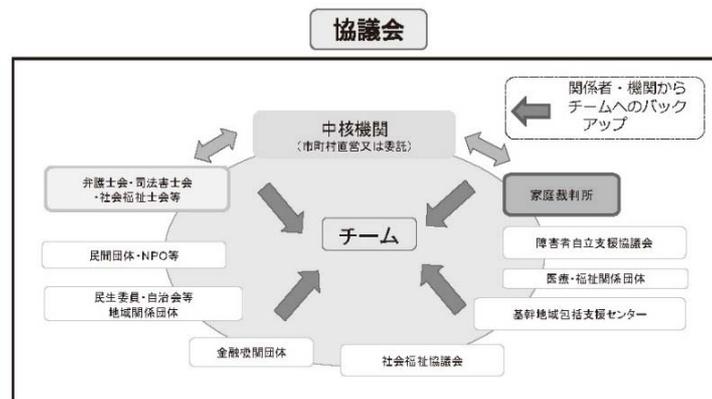


後見等開始前においては、地域の中で、権利擁護支援が必要な人を発見し必要な支援へ結び付ける（本人と社会との関係性を修復・回復させる）機能を果たします。後見等開始後においては、本人の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した成年後見制度の運用を行うため、法的な権限を持つ後見人と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する役割を果たします。

国基本計画では、必要に応じ、法律・福祉の専門職が専門的助言・相談対応等の支援に参画するとされ、できる限り既存の支援の枠組み（介護保険や障害福祉のサービス担当者会議等）を活用して編成することとされています。

ウ 協議会とは

後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制作りを進める合議体。中核機関が事務局機能を担うこととされています。



国基本計画では、協議会の整備により以下のような内容を期待しています。

- 1) 以下のような地域課題の検討・調整・解決
 - ・チーム（特に親族後見人等）への適切なバックアップ体制を整備すること
 - ・困難ケースに対処するため、ケース会議等を適切に開催する体制を整備すること
 - ・多職種間での更なる連携強化を進めること
- 2) 成年後見制度を含む地域の権利擁護に関することについての、家庭裁判所との情報交換・調整

協議会は、必ずしも一つの会議体である必要はありません。既存の支援の仕組み（地域ケア推進会議、自立支援協議会、高齢者虐待防止ネットワーク連絡会、権利擁護センター運営委員会）などを活用することができます。それぞれのネットワークの機能を拡充したり、複数の会議体を活用したり、打ち合わせ等を行うことによって「期待される成果」を発揮することができます。ただし、何らかの形で家庭裁判所の関与を求めることが重要です。

エ 中核機関とは

専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関です。国基本計画では、地域の実情に応じて、市町村等が設置している「成年後見支援センター」や「権利擁護センター」など既存の取組も活用しつつ、市町村が整備し、その運営に責任を持つことが想定されています（市町村直営又は委託等）。様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職や幅広い関係者との信頼関係を維持発展させ、円滑に協力を得るノウハウ等を段階的に蓄積しつつ、地域における連携・対応強化を継続的に推進していく役割を担うことが求められています。

国基本計画では、中核機関自ら担うべき業務の範囲については、地域連携ネットワークの関係団体と分担するなど、各地域の実情に応じて調整されるものとされており、一つの機関ですべての機能を満たさなければならないわけではありません。市町村計画では、この中核機関についての整備、運営方針について記述することになります。

オ 4つの機能

国基本計画では、地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能として、以下が示されています。市町村計画では、これらの機能の段階的・計画的な整備の方針を盛り込むこととなります。

地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能（国基本計画p11～p15）

- ①広報機能
- ②相談機能
- ③成年後見制度利用促進機能
 - (a) 受任者調整（マッチング）等の支援
 - (b) 担い手の育成・活動の促進（市民後見人や法人貢献の担い手などの育成・支援）
 - (c) 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行
- ④後見人支援機能
- ⑤不正防止効果

なお、国基本計画は、優先して整備すべき機能として、相談機能、広報機能をあげています。成年後見制度の特長や留意点をわかりやすく広報、説明すること、成年後見制度を含む権利擁護支援の相談をどこが受けているのか、窓口を分かりやすく明示することが求められています。中核機関や権利擁護支援の地域連携ネットワークの「機能」をどう整備し、充実させていくかという視点で市町村計画を立てることがポイントとなっています。

地域連携ネットワークの3つの役割	中核機関の4つの機能(+ 副次的効果)	国基本計画(p.3)における7つの場面
権利擁護支援の必要な人の発見・支援	広報機能	場面① 制度の広報・周知
早期の段階からの相談・対応体制の整備	相談機能	場面② 相談・発見 場面③ 情報集約
意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築	成年後見制度利用促進機能	場面④ 地域体制整備 場面⑤ 後見等申立て
	後見人支援機能	場面⑥ 後見等開始後の継続的支援
	(不正防止効果)	場面⑦ 後見人等の不正防止

※中核機関の4つの機能を充実させることの副次的効果として、不正防止があります。

③認知症施策推進大綱

認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していくことを掲げています。そして、「認知症バリアフリー」の推進の項目に、成年後見制度の利用促進が位置付けられています。

○全国どの地域に住んでいても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、「成年後見制度利用促進基本計画」に基づく市町村の中核機関（権利擁護センター等を

含む。以下同じ。)の整備や市町村計画の策定を推進する。

○成年後見人等の利益や生活の質の向上のための財産利用・身上保護に資する支援ができるよう、成年後見人等に対する意思決定支援の研修の全国的な実施を図る。また、「任意後見」「補助」「保佐」制度の広報・相談体制の強化や、市町村等による市民後見人・親族後見人への専門的バックアップ体制の強化を図る。

○後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保するために、市町村の取組を支援する。

④SDGs（持続可能な開発目標）の推進（SDGs：Sustainable Development Goals）

SDGsは、2001年のミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットで構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

本計画においても、誰一人として取り残さないといった誓いを踏まえ、推進していく必要があります。



⑤名護市第4次地域保健福祉計画（計画期間：平成30(2018)年度～令和4(2022)年度）

思いやりで支える共生のまち・なごを目指す目標像とし、「支え合いの仕組みやネットワークをつくる」に、成年後見制度等の利用促進を位置づけています。

- 1) 成年後見制度等の利用促進
 - ア. 成年後見制度の周知
 - イ. 成年後見制度の利用支援
 - ウ. 「日常生活自立支援事業」の利用促進
- 2) 成年後見制度等の円滑な運用に向けた体制の確保
 - ア. 権利擁護を支える人材の確保・育成
 - イ. 「(仮称)名護市権利擁護センター」の設置検討

(2) 名護市における成年後見制度の利用状況等

①基礎データの整理

ア 年齢区分別人口

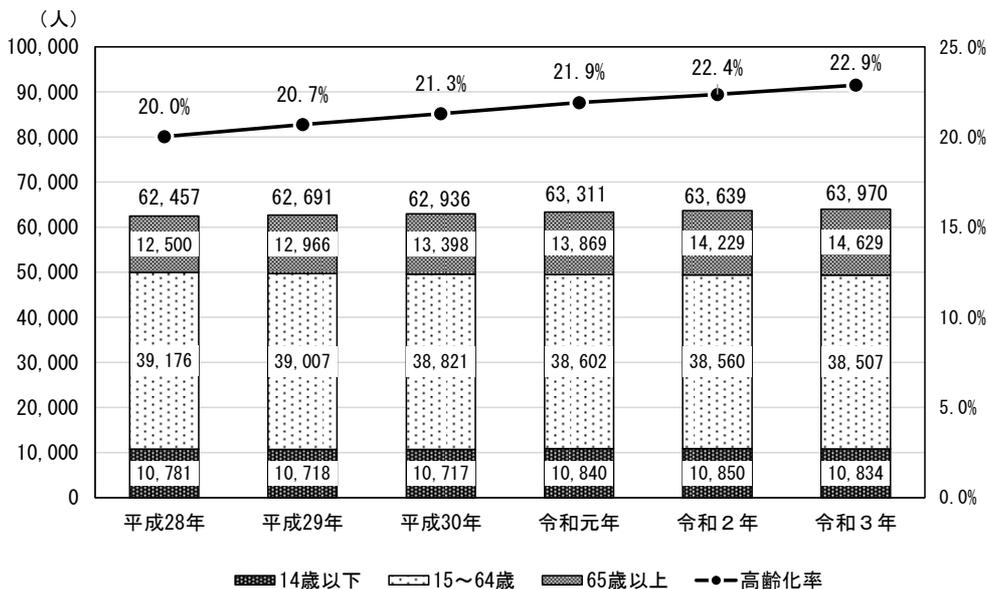
- ・名護市の総人口は、令和3年9月30日現在 63,970 人となっており、平成28年から1,513人の増加となっています。
- ・年齢3階層別人口は、年少人口（0～14歳）が10,834人で16.9%を占め、生産年齢人口（15～64歳）は38,507人で60.2%、高齢者人口（65歳以上）は14,629人で22.9%となっています。平成28年からの推移をみると、年少人口がほぼ横ばい、生産年齢人口が若干減少する一方で、高齢者人口は増加しており、高齢化が進行しています。
- ・高齢者人口のうち、前期高齢者（65～74歳）は8,150人で総人口に占める割合は12.7%、後期高齢者（75歳以上）は6,479人で総人口に占める割合は10.1%となっています。高齢者人口に占めるそれぞれの割合をみると、令和3年は前期高齢者が55.7%、後期高齢者が44.3%となっており、前期高齢者の占める割合が徐々に高くなっています。

■年齢3階層別人口の推移

		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
総人口	実数	62,457	62,691	62,936	63,311	63,639	63,970
	増加率	0.6%	0.4%	0.4%	0.6%	0.5%	0.5%
年少人口 (0～14歳)	実数 構成比(%)	10,781 17.3%	10,718 17.1%	10,717 17.0%	10,840 17.1%	10,850 17.0%	10,834 16.9%
	増加率	0.0%	-0.6%	0.0%	1.1%	0.1%	-0.1%
生産年齢人口 (15～64歳)	実数 構成比(%)	39,176 62.7%	39,007 62.2%	38,821 61.7%	38,602 61.0%	38,560 60.6%	38,507 60.2%
	増加率	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.1%	-0.1%
高齢者人口 (65歳以上)	実数 構成比(%)	12,500 20.0%	12,966 20.7%	13,398 21.3%	13,869 21.9%	14,229 22.4%	14,629 22.9%
	増加率	4.1%	3.7%	3.3%	3.5%	2.6%	2.8%
前期高齢者 (65～74歳)	実数 構成比(%)	6,229 10.0%	6,587 10.5%	6,874 10.9%	7,259 11.5%	7,623 12.0%	8,150 12.7%
	高齢者人口に占める割合	49.8%	50.8%	51.3%	52.3%	53.6%	55.7%
	増加率	6.1%	5.7%	4.4%	5.6%	5.0%	6.9%
後期高齢者 (75歳以上)	実数 構成比(%)	6,271 10.0%	6,379 10.2%	6,524 10.4%	6,610 10.4%	6,606 10.4%	6,479 10.1%
	高齢者人口に占める割合	50.2%	49.2%	48.7%	47.7%	46.4%	44.3%
	増加率	2.1%	1.7%	2.3%	1.3%	-0.1%	-1.9%

※平成28年～令和2年は各年10月1日現在、令和3年は9月30日現在のデータ

資料：住民基本台帳



イ 地区別高齢者人口

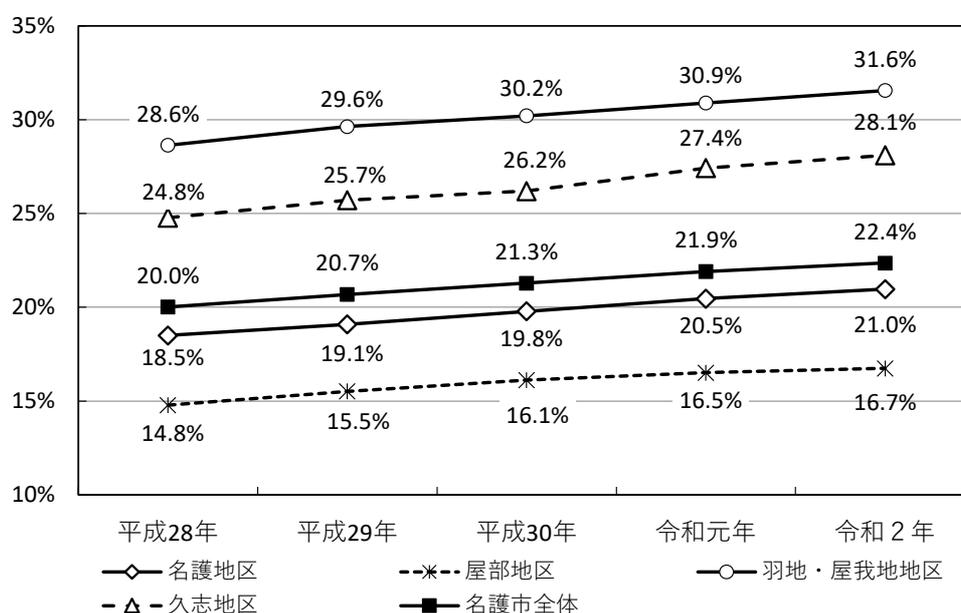
- ・日常生活圏域別の高齢者人口（65歳以上人口）は、令和2年10月1日現在、名護地区で7,719人と最も多く、市全体の高齢者人口の5割強（54.3%）を占めています。次いで羽地・屋我地地区が3,275人（全体の23.0%）、屋部地区が2,047人（全体の14.4%）、久志地区が1,188人（全体の8.3%）となっています。
- ・高齢化率は令和2年10月1日現在、羽地・屋我地地区が31.6%と最も高く、以下、久志地区（28.1%）、名護地区（21.0%）、屋部地区（16.7%）と続いています。平成27年以降、すべての地区において高齢化率が上昇しています。

■日常生活圏域別高齢者数、高齢化率の推移

	平成28年			平成29年			平成30年			令和元年			令和2年			
	総人口	65歳以上人口	高齢化率	65歳以上の圏域別割合												
名護地区	36,324	6,719	18.5%	36,460	6,958	19.1%	36,442	7,209	19.8%	36,641	7,496	20.5%	36,809	7,719	21.0%	54.3%
屋部地区	11,042	1,632	14.8%	11,273	1,749	15.5%	11,615	1,872	16.1%	11,938	1,971	16.5%	12,227	2,047	16.7%	14.4%
羽地・屋我地地区	10,607	3,038	28.6%	10,528	3,120	29.6%	10,454	3,158	30.2%	10,443	3,226	30.9%	10,376	3,275	31.6%	23.0%
久志地区	4,484	1,111	24.8%	4,430	1,139	25.7%	4,425	1,159	26.2%	4,289	1,176	27.4%	4,227	1,188	28.1%	8.3%
名護市	62,457	12,500	20.0%	62,691	12,966	20.7%	62,936	13,398	21.3%	63,311	13,869	21.9%	63,639	14,229	22.4%	100.0%

資料：住民基本台帳

■日常生活圏域別高齢化率の推移



資料：住民基本台帳

ウ 高齢者世帯

- ・高齢者のいる世帯は、令和2年10月1日現在10,146世帯となり、初めて1万世帯を超えました。平成28年と比べると1.20倍となっています。
- ・高齢者単身世帯は4,494世帯で、高齢者のいる世帯の4割強(44.3%)を占めています。平成28年と比べると1.34倍となっており、全体に占める割合も年々高まっています。

■高齢者のいる世帯

各年10月1日現在

	高齢者のいる世帯				(参考) 高齢者のいる世帯 (在宅+施設)			
	高齢者 単身世帯	高齢者 世帯(※)	その他	合計	高齢者 単身世帯	高齢者 世帯	その他	合計
平成28年	3,360	1,988	3,116	8,464	3,811	1,988	3,116	8,915
平成29年	3,596	2,150	3,203	8,949	3,949	2,151	3,203	9,303
平成30年	3,932	2,353	3,195	9,480	4,308	2,356	3,195	9,859
令和元年	4,172	2,456	3,172	9,800	4,597	2,461	3,172	10,230
令和2年	4,494	2,556	3,096	10,146	4,863	2,559	3,096	10,518
H28年比	1.34	1.29	0.99	1.20	1.28	1.29	0.99	1.18

資料：高齢者福祉関係基礎資料

※高齢者世帯とは、65歳以上の者のみで構成するか又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯。

■高齢者のいる世帯(割合)

各年10月1日現在

	高齢者のいる世帯				(参考) 高齢者のいる世帯 (在宅+施設)			
	高齢者 単身世帯	高齢者 世帯(※)	その他	合計	高齢者 単身世帯	高齢者 世帯	その他	合計
平成28年	39.7%	23.5%	36.8%	100.0%	42.7%	22.3%	35.0%	100.0%
平成29年	40.2%	24.0%	35.8%	100.0%	42.4%	23.1%	34.4%	100.0%
平成30年	41.5%	24.8%	33.7%	100.0%	43.7%	23.9%	32.4%	100.0%
令和元年	42.6%	25.1%	32.4%	100.0%	44.9%	24.1%	31.0%	100.0%
令和2年	44.3%	25.2%	30.5%	100.0%	46.2%	24.3%	29.4%	100.0%
H28年比	1.12	1.07	0.83	1.00	1.08	1.09	0.84	1.00

資料：高齢者福祉関係基礎資料

※高齢者世帯とは、65歳以上の者のみで構成するか又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯。

- ・75歳以上の単身高齢者世帯は、平成27年の国勢調査結果によると1,214世帯で、平成12年から約500世帯増えています。特に平成22年から200世帯以上増えており、近年の増加が著しくなっています。
- ・75歳以上の高齢夫婦世帯は、平成27年の国勢調査結果によると945世帯で、増加の傾向は単身高齢者と同様となっており、平成12年と比べると2倍以上となっています。

■75歳以上の単身高齢世帯・高齢夫婦世帯

単位：世帯

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
75歳以上の単身高齢者世帯	723	899	929	1,214
75歳以上の高齢夫婦世帯	447	585	742	945

※高齢者夫婦：夫または妻が75歳以上

資料：国勢調査

工 要介護（要支援）認定者数

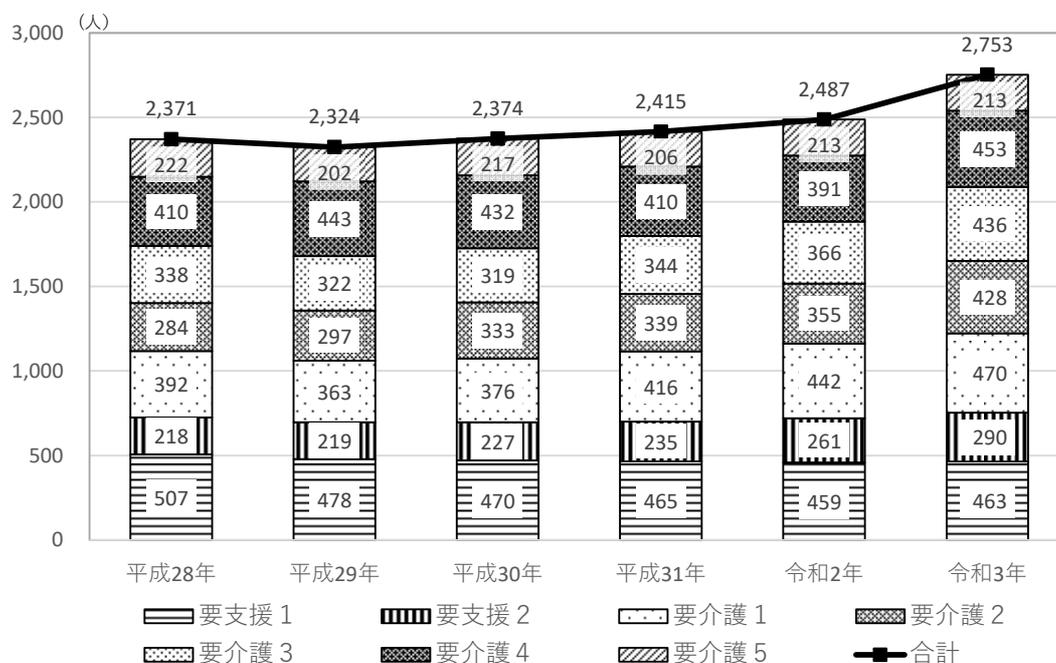
- ・要支援または要介護の認定者数（第2号被保険者を含む）は、令和3年8月月報をみると2,753人（要支援753人、要介護2,000人）となっており、平成29年を除き増加傾向で推移しています。
- ・要介護度別に平成28年と比較すると、要支援2から要介護4で、認定者数が増加しています。とりわけ要介護2は平成28年と比較すると1.51倍の増加となり428人となっています。一方、要支援1と要介護5は増減しながら推移し、平成28年と比較するとやや減少しています。

■要介護（要支援）認定者数

※各年3月末 単位：人

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	H28年比
要支援1	507	478	470	465	459	463	0.91
要支援2	218	219	227	235	261	290	1.33
要介護1	392	363	376	416	442	470	1.20
要介護2	284	297	333	339	355	428	1.51
要介護3	338	322	319	344	366	436	1.29
要介護4	410	443	432	410	391	453	1.10
要介護5	222	202	217	206	213	213	0.96
合計	2,371	2,324	2,374	2,415	2,487	2,753	1.16

資料：平成30年度まで：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和元～令和2年度：「介護保険事業状況報告（3月月報）」、令和3年度：直近8月の「介護保険事業状況報告（月報）」



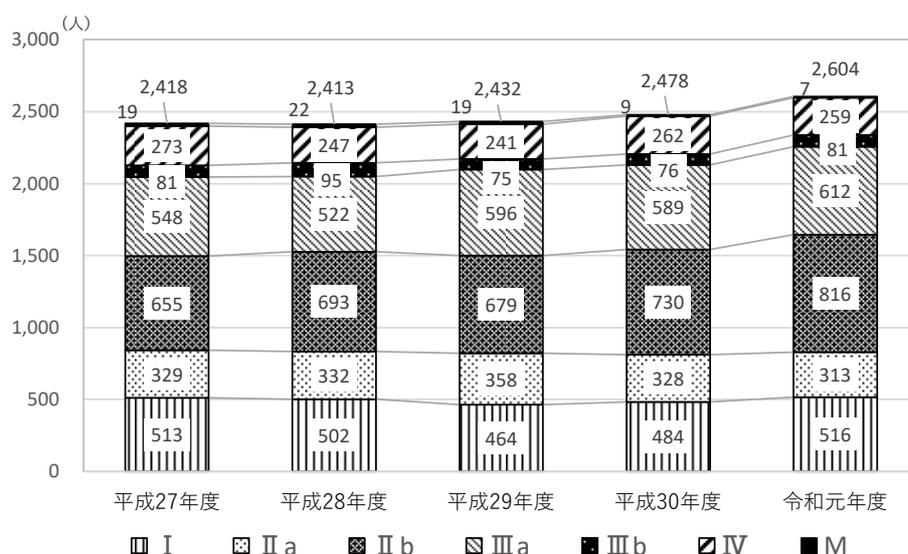
オ 認知症高齢者数

- ・認知症高齢者数は令和元年度現在 2,604 人となっています。平成 27 年度と比べると全体で 1.08 倍に増加し、なかでも「Ⅱ b」が最も多く 816 人となっており、1.25 倍に増加しています。

1. 認知症日常生活自立度別人数

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	H27年比
I	513	502	464	484	516	1.01
Ⅱ a	329	332	358	328	313	0.95
Ⅱ b	655	693	679	730	816	1.25
Ⅲ a	548	522	596	589	612	1.12
Ⅲ b	81	95	75	76	81	1.00
Ⅳ	273	247	241	262	259	0.95
M	19	22	19	9	7	0.37
合計	2,418	2,413	2,432	2,478	2,604	1.08



資料：介護長寿課

- ・令和元年度の認知症高齢者（2,604 人）が、高齢者人口に占める割合をみると 18.8% となっており、平成 28 年度以降 19% 前後で推移していますが、実数としては増加しています。

2. 認知症高齢者の占める割合

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	H27年比
高齢者人口（65歳以上）	12,012	12,500	12,966	13,398	13,869	1.15
65歳以上の認知症の人数	2,418	2,413	2,432	2,478	2,604	1.08
高齢者に占める割合（%）	20.1	19.3	18.8	18.5	18.8	

資料：介護長寿課

表：認知症高齢者の生活自立度判定基準

ランク	判断基準	見られる症状・行動の例	判断にあたっての留意事項
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。		在宅生活が基本であり、一人暮らしも可能である。相談、指導等を実施することにより、症状の改善や進行の阻止を図る。
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。		
II a	家庭外で上記2の状態がみられる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等	在宅生活が基本であるが、一人暮らしは困難な場合もあるので、日中の在宅サービスを利用することにより、在宅生活の支援と症状の改善及び進行の阻止を図る。
II b	家庭内でも上記2の状態がみられる。	服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との対応など一人で留守番ができない等	
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。		日常生活に支障を来すような行動や意思疎通の困難さがランク2より重度となり、介護が必要となる状態である。「ときどき」とはどのくらいの頻度を指すかについては、症状・行動の種類等により異なるので一概には決められないが、一時も目を離せない状態ではない。在宅生活が基本であるが、一人暮らしは困難であるので、夜間の利用も含めた居宅サービスを利用しこれらのサービスを組み合わせることによる在宅での対応を図る。
III a	日中を中心として上記の状態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。 やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声、奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等	
III b	夜間を中心として上記の3の状態が見られる。	ランク3aと同じ	
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランク3と同じ	常に目を離すことができない状態である。症状・行動はランク3と同じであるが、頻度の違いにより区分される。 家族の介護力等の在宅基盤の強弱により在宅サービスを利用しながら在宅生活を続けるか、又は特別養護老人ホーム・老人保健施設等の施設サービスを利用するかを選択する。施設サービスを選択する場合には、施設の特徴を踏まえた選択を行う。
M	著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等	ランク1～4と判定されていた高齢者が、精神病院や認知症専門棟を有する老人保健施設等での治療が必要となったり、重篤な身体疾患が見られ老人病院等での治療が必要となった状態である。 専門医療機関を受診するよう勧める必要がある。

カ 障害者手帳の所持状況

- 療育手帳の所持者は令和3年3月31日現在の総数をみると768人となっており、増加傾向にあります。なかでも軽度（B2）が平成29年と比べて1.37倍増えています。

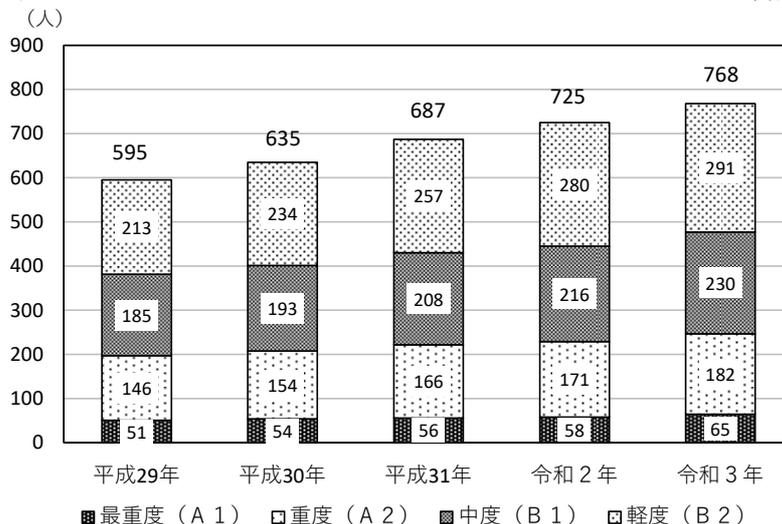
療育手帳程度別の所持状況

単位：人、%

	平成29年		平成30年		平成31年		令和2年		令和3年	
最重度（A1）	51	8.6%	54	8.5%	56	8.2%	58	8.0%	65	8.5%
重度（A2）	146	24.5%	154	24.3%	166	24.2%	171	23.6%	182	23.7%
中度（B1）	185	31.1%	193	30.4%	208	30.3%	216	29.8%	230	29.9%
軽度（B2）	213	35.8%	234	36.9%	257	37.4%	280	38.6%	291	37.9%
総数	595	100%	635	100%	687	100%	725	100%	768	100%

※各年3月31日時点

資料：福祉事務所の概要



- ・精神障害者保健福祉手帳の所持者は令和3年3月31日時点であわせて776人となり、増加傾向にあります。なかでも2級と3級が平成29年と比べて増えています。

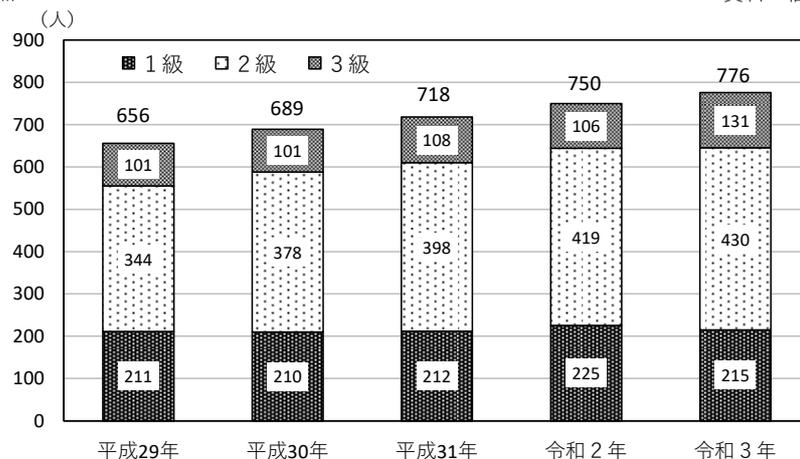
■精神障害者保健福祉手帳交付状況

単位：人、%

	平成29年		平成30年		平成31年		令和2年		令和3年	
1級	211	32.2%	210	30.5%	212	29.5%	225	30.0%	215	27.7%
2級	344	52.4%	378	54.9%	398	55.4%	419	55.9%	430	55.4%
3級	101	15.4%	101	14.7%	108	15.0%	106	14.1%	131	16.9%
合計	656	100%	689	100%	718	100%	750	100%	776	100%

※各年3月末日時点

資料：福祉事務所の概要



キ 成年後見制度、日常生活自立支援事業（名護市社会福祉協議会）の利用状況

- ・成年後見制度の利用者数は令和3年9月1日現在178人で、そのうち後見が161人、保佐が13人、補助が4人となっています。

■市町村別制度利用者数(那覇家裁管内)

令和3年9月1日現在

	総人口 (R.2.10 現在)	(内訳) 裁判所別					(内訳) 類型別				合計
		本庁	沖縄	名護	平良	石垣	後見	保佐	補助	任意	
名護市	63,564	19	21	137		1	161	13	4		178

※上記数値はあくまでも概数であり、司法統計に基づくものではない。

資料：那覇家庭裁判所

※最右欄の「合計数」と内訳数の合計が一致しないのは、データが未入力のため、自動集計されないことによる。

- ・成年後見制度利用支援事業の市長申立件数は0～3件にとどまっています。
- ・報酬助成件数は3人前後で推移していましたが、令和元年度7人、令和2年度6人と増えています。それにともない、決算額も増加し令和2年度は121万4千円となっています。

■成年後見制度利用支援事業

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
申立件数	1人	0人	0人	3人	2人	0人	0人
報酬助成件数	4人	4人	3人	2人	3人	7人	6人
決算額	793千円	801千円	492千円	422千円	383千円	1,194千円	1,214千円

資料：福祉事務所の概要

- ・名護市社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業は、平成30年度まで北部12市町村を対象に実施していましたが、令和元年度からは名護市を対象としており、令和2年度の契約件数は6件、利用者総数は54人となっています。

■日常生活自立支援事業の実施状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
関係機関連絡会議、研修会等の参加及び実施（回）	20	17	24	27	29	19	21	9	
ケース会議（回）	64	67	70	70	77	64	58	-	-
相談援助件数（件）	4,697	4,028	3,866	3,624	4,182	3,617	3,096	1,819	1,442
本年度契約件数（件）	12	12	20	12	27	10	16	4	6
利用者総数（名）	79	75	87	90	109	92	98	61	54

※令和元年度から各市町村での事業実施型へ移行。それまでの事業実施範囲は北部12市町村。

出典：名護市社会福祉協議会広報なくなく 平成25年～令和3年6月号

■日常生活自立支援事業について

【日常生活自立支援事業とは】

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、日常生活において、福祉サービスの利用などの判断や金銭管理に不安のある方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

なお、かならずしも療育手帳や障害手帳を持っていたり、認知症の診断を受けている必要はありません。

【援助の内容】

福祉サービス利用の申し込み、契約手続き、日常的なお金の出し入れ、預金通帳の預かりなどのお手伝いをします。

【日常生活自立支援事業と成年後見制度の主な違い】

成年後見制度の利用については、本人・配偶者・4親等内の親族・市区町村長などが、家庭裁判所に申し立てを行い、家庭裁判所が援助を行う成年後見人等（補助人・保佐人・成年後見人）を選びます。成年後見人等がご本人の利益を考えながら、契約などの法律行為をするなどご本人の保護・支援を行います。

一方、日常生活自立支援事業は、社会福祉協議会と契約して利用するサービスです。相談からサービスの提供にいたるまで、各地域の社会福祉協議会で働く「専門員」「生活支援員」がサポートを行います。

○専門員：困りごとや悩みごとについて相談を受けます。そしてご本人の希望をもとに適切な支援計画をつくり、契約までサポートします。

○生活支援員：専門員の指示や契約内容にそって、福祉サービスの利用手続きや預金の出し入れなど具体的な援助を行います。

成年後見制度では、不動産の処分や管理、遺産分割も支援できますが、日常生活自立支援事業ではできません。

②名護市等におけるこれまでの取り組みの状況

成年後見制度に関する取り組みの状況について、国基本計画で市町村計画に盛り込むことが望ましい項目と、関係課（介護長寿課 包括支援係、社会福祉課 障がい支援係・福祉総務係）、名護市社会福祉協議会のつくる個別計画での位置づけを踏まえ、関係課、名護市社会福祉協議会による点検を行いました。

ア 制度の広報・周知（広報機能）-----

■点検結果の要旨

・制度の広報周知については、介護長寿課包括支援係では認知症ケアパスや高齢者いきいき便利帳などで成年後見制度や権利擁護支援について情報提供をしており、窓口にはパンフレットやチラシを設置している。社会福祉課障がい支援係では、チラシなどはないが、相談を受ける中で制度の周知を行っている。

・名護市社会福祉協議会ではホームページに、日常生活自立支援事業について事例を踏まえ説明を掲載している。説明する際は、難しい言葉を使わないなど、説明の仕方を工夫している。

課題：行政の福祉サービス等を使っていない場合は、福祉事業所などに関わりがなく、制度等の情報が届かない可能性もあることから、周知の工夫を検討する必要がある。

●：取り組んだこと

▽：成果や課題・今後の方向性

<成年後見制度についての説明>

【介護長寿課包括支援係】

- これまでの認知症ケアパスや高齢者いきいき便利帳などで成年後見制度や権利擁護支援について情報提供をしており、窓口にはパンフレットやチラシを設置している。
- 老人クラブやシニア支援者講習会にて、制度説明や相談窓口の情報提供を行った。
- 相談業務の中で、適宜制度の説明を行っている。
- 字の大きさやイラストを活用し、分かりやすいように工夫している。
- ▽引き続き広報誌を活用し、制度の周知を図るとともに、これまで市ホームページへの掲載はしていないため、今後掲載を検討する。成年後見制度に関する広報誌などもない。今後は成年後見制度に特化した広報を検討したい。
- ▽各地域型包括支援センターにはパンフレット等を設置していないので、今後、配置するようになる。
- ▽市職員、相談窓口等の専門職員への権利擁護、成年後見制度に関する勉強会は行っていない。地域型包括支援センターとの親族申し立てに関する意見交換を実施する必要がある。

【社会福祉課障がい支援係】

- 支援機関（相談支援事業所）や医療機関などからの相談に対して、制度の趣旨等の案内を行っている。
- 制度の趣旨案内のチラシなどはないが、金銭管理等に心配な方がいるという問い合わせ

に対して、成年後見制度や日常生活自立支援事業の案内をしている。

▽障害福祉サービスを利用していただければ相談支援事業所などにつながるが、サービスを使っていない場合は福祉事業所などに関わりがなく、周知が届かないこともあることから、周知の工夫を検討する必要がある。

【名護市社会福祉協議会】

- 名護市社会福祉協議会のホームページに日常生活自立支援事業について、事例を踏まえ説明を掲載している。説明する際は、難しい言葉を使わないなどの工夫をしている。県社会福祉協議会の作成パンフレット等を窓口を設置、適時配布している。
 - 郵便局や金融機関を含め、他機関からの事業利用に関する相談の際には事業概要等に関して説明を行っている。
- ▽通帳をよく紛失される方がいるといった連絡が入るなど、金融機関との連携が取れてきている。

<既存の協議会など関係者への広報>

【介護長寿課包括支援係】

- 介護支援専門委員会にて成年後見制度の説明や成年後見人と意見交換を行った。(ケアマネジャーの介護支援専門委員会で、ケアマネジャーと社会福祉士の意見交換。) 成年後見制度の具体的な内容、活動の内容について意見交換会を実施した。
- ▽介護支援専門委員会、協議体など既存の委員会等を活用して広報を行う必要がある。
- ▽成年後見制度に関するパンフレットを配る事や簡単な勉強会等を実施するなど、情報提供を行いたい。

【社会福祉課障がい支援係】

- 自立支援協議会相談支援部会において、成年後見制度の利用が望まれるケースについて、周知している。
- 自立支援協議会相談支援部会の中で、金銭管理や医療同意が難しい場合について、成年後見制度に関する案内をして、必要かどうか調査協議してもらっている。

イ 早期の段階からの相談・対応（相談機能）-----

■点検結果の要旨

- ・介護長寿課包括支援係：北部地区医師会にコーディネーターを配置し相談窓口を設置。認知症初期集中支援チーム員会議など、個別ケースについて検討するなかで成年後見制度の利用についても言及することがある。
- ・社会福祉課障がい支援係：市民から直接の相談ということではなく、関係機関（医療機関等）からの相談が多い。成年後見制度の利用まで至らない場合は、制度以外で対応できるサービスや名護市社会福祉協議会による支援の枠組みを作っている。
- ・名護市社会福祉協議会では生活保護やケアマネジャー・介護保険関連施設からの相談が

多い。精神障がいの方などについては相談支援事業所からもつながることもあるが、生活保護経由での相談・利用も多くみられる。
成果：高齢者、障がい者などの相談もそれぞれ地域での窓口が設置されており、早期に福祉サービスへつなぐなどの支援体制は整いつつある。

●：取り組んだこと ▽：成果や課題・今後の方向性

<相談窓口の対応について>

【介護長寿課包括支援係】

- 北部地区医師会にコーディネーターを1人配置し相談窓口を設置している。
- 認知症初期集中支援チーム会議において、相談を受けている。個別ケースを検討するなかで成年後見制度の利用についても言及することがある。
- 市長申立ての相談は市民から受ける。また地域型包括支援センターや医療機関、介護事業所からの相談もある。
- ▽市職員や相談窓口担当者全員が成年後見制度に関して十分な説明ができる状況ではない。
- ▽職員などへの研修や勉強会は必要である。まずは相談者に行く先々で他の窓口を案内しないような対応が求められる。
- ▽各圏域に地域型包括支援センターを設置しており、権利擁護相談のみに関わらず、身近な高齢者の総合相談窓口として専門職を配置し、相談体制を構築してきた。

【社会福祉課障がい支援係】

- 市民から直接相談を受けることは少なく、関係機関（医療機関等）からの相談が多い。医療機関から医療同意に関する相談があった。
- ▽病院相談員や計画相談支援専門員より親族申し立ての書類集めや裁判所同行、医療機関との診断書調整等を市窓口求められるケースが多い。
- 成年後見制度の利用まで至らない場合は、制度以外で対応できるサービスや名護市社会福祉協議会による支援の枠組みを作っている。
- 区長に地域の見守りをお願いしているところは数件ある。

【名護市社会福祉協議会】

- 生活保護やケアマネジャー・介護保険関連施設からの相談が多い傾向にある。相談のきっかけ等は様々であるため、相談者の状態・状況に応じて、事業利用契約の優先順位を調整し、支援対応する場合がある。
- 精神障がい者などについては相談支援事業所からもつながることもあるが、生活保護経由での相談・利用も多くみられる。
- 地域福祉コーディネーターにおいて、生活困窮者自立支援機関（くらしと仕事の応援センターさぼんちゅ）と連携した月に1回の出張相談会（支所、公民館）を実施しており、相談者の状態・状況により訪問相談を実施している。

ウ 成年後見制度利用促進機能

■点検結果の要旨

- ・後見人確保についての取り組みは行っていない。
- ・(仮称)名護市権利擁護センターの設置について検討は行ったが、具体的に取り組むことができなかった。

課題：後見人が不足している。困りごとをつなげられる仕組みづくりが課題。権利擁護センターなど中核機関の設置が必要であり、具体化していく必要がある。

●：取り組んだこと ▽：成果や課題・今後の方向性

<成年後見制度利用促進、後見人の確保、育成など>

【介護長寿課包括支援係】

- 後見人の確保育成に関する講座などは実施していない。
- 後見人に関する相談件数は増えている。

【社会福祉課障がい支援係】

- 後見人確保の取り組みは行っていない。後見人は裁判所が選定している。成年後見制度に関する問い合わせは増えている。
- ▽後見人は北部で不足していると思われる。弁護士や社会福祉士がいる事業所が中南部に多いため、関わりがある後見人はほとんど中南部にいる。

<当面権利擁護の支援が必要なしと判断された方への継続的なモニタリングや見守り>

【介護長寿課包括支援係】

- 市長申立て担当としてのモニタリングはしていないが、支援が必要なケースについては、地域型包括支援センターへ情報を提供している。

【社会福祉課障がい支援係】

- 支援機関等（相談支援事業所、医療機関、福祉サービスの事業所等）との情報共有を行っている。

【名護市社会福祉協議会】

- 聞き取りや訪問、症状把握を行い、契約か未契約かの判断が取れるまでは、モニタリングを実施している。
- ▽困りごとを窓口などにつなげられるしくみづくりが課題である。

<(仮称)名護市権利擁護センターの設置検討について>

【介護長寿課包括支援係】

- 社会福祉課と一緒に名護市社会福祉協議会と意見交換会を行ったが、具体的な内容の検討には至っていない。
- ▽関係機関との連携が必要。

【社会福祉課福祉総務係】

- 庁内関係課や名護市社会福祉協議会との連絡会の中で設置に向けた検討を行った。
- ▽財政面や設置場所等に苦慮している。

【名護市社会福祉協議会】

- ▽高齢、障がい関連課間の連携できる体制や仕組みづくり、予算面や法律的な支援連携などの体制整備の検討、後見人のなり手不足は北部地域全体の課題としてあるので、検討が必要。
- ▽名護市社会福祉協議会と行政間の連携も必要。対象者も重なっているので、連携強化や仕組みづくりの検討が求められる。また、適宜相談できる弁護士を確保していく必要がある。

名護市などにおける権利擁護に関する主な相談支援機関（令和3年度現在）

- ・名護市では、高齢者やその家族への総合相談窓口である地域型包括支援センターを4か所、障がいのある人、その保護者、介助者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行う相談支援事業所を4か所設置しています。また、生活困窮自立支援窓口や名護市社会福祉協議会の福祉の総合相談窓口などと連携した相談支援を行っています。

■社会福祉課

- 障がい者基幹型相談支援センター
- 相談支援事業所（4か所）
 - ・NPO 法人名護市障害者関係団体協議会 北部障害者生活支援センター ハーモニー
 - ・NPO 法人名護市障害者関係団体協議会 地域生活支援センター ウェーブ
 - ・社会福祉法人 五和会 地域生活支援事業所 うむさばる
 - ・社会福祉法人 名護市社会福祉協議会 相談支援事業所 クプル

■介護長寿課

- 名護市基幹型地域包括支援センター
- 名護市地域型包括支援センター（4か所）
 - ・屋部地区地域型包括支援センターりゅうしん
 - ・久志・3共地区地域型包括支援センター二見の里
 - ・名護地区第1地域型包括支援センターかりゆしぬ村
 - ・名護地区第2地域型包括支援センター名護厚生園

■生活支援課

- ・くらしと仕事の応援センターさぼんちゅ

■地域力推進課

- ・無料法律相談

■名護市社会福祉協議会 福祉の総合相談など

■無料消費生活相談（北部12市町村連携 無料消費生活相談室）

③関係団体ヒアリング（問題点や実態の把握）

成年後見制度に関する問題点や実態の把握などを目的として、令和3年10月～12月にかけて、成年後見制度についてかかわりのある団体（下記参照）に質問用紙を事前に送付してご記入いただくとともに、その後、必要に応じヒアリングを行い、内容を補いました。

- ア 当事者関係者団体（手をつなぐ育成会、認知症の家族会（なごみの会））
- イ 専門機関（社会福祉士会、弁護士会、行政書士会）
- ウ 相談支援組織（名護市地域型包括支援センター、相談支援事業所、名護市民生委員児童員協議会）

■ヒアリング結果の要旨

- ・成年後見制度の周知や理解については、ほとんどの団体で制度の周知や理解は進んでいないと感じられている。
- ・成年後見制度に関する利用相談については、相談件数は増えている状況が見受けられる。制度の理解が進んでいないため、どうしたらよいかわからないという声や、どこに相談に行けばよいかわからないという声が寄せられている。
- ・相談を受ける側も回答などに苦慮している。
- ・成年後見制度を利用しやすいものにするために必要なこと
 - 相談窓口や相談体制の充実、制度に関する情報提供の充実（わかりやすい）
 - 法人・市民後見人の育成・確保
 - 利用手続きの負担軽減、利用する費用の負担軽減
 - 高齢・障がい・児童・困窮等の制度に縛られない相談体制の確保、相談者にとってどのような支援が必要かを判断できる場（判断会議や協議会等）の確保、それらを統制する管理機能（中核となる機関）が必要。
- ・成年後見制度や権利擁護に関する課題、名護市の成年後見制度利用促進の施策に期待する点について
 - 利用手続きの負担軽減、利用する費用の負担軽減。
 - 日常生活支援における見守りや支援介入・危機介入がしにくいケースも多くなっている。SOSの声をあげられない方の支援が必要。
 - 申立てから制度の活用までに時間がかかる。家族がそこまで待てるのか、家族の力だけで完了させられるのか気がかり。
 - 民生委員など地域で支援をしている方々への後方支援。

ア 当事者関係者団体

【成年後見制度の周知や理解について】

- ・進んでいないと感じる。
- ・親や子供が高齢になる中で、親亡き後や親が面倒をみられなくなった場合に備えて勉強会が開かれる。制度に関心がないわけではないが、今すぐ利用しようというものではない。今のケアをできなくなったときのことを考えなくてはいけない時期には来ている。（手をつなぐ育成会）

【成年後見制度に関する利用相談について】

- ・会員から相談を受けることはあまりない。（手をつなぐ育成会）

- ・相談を受けることはある。家族からの相談がほとんどで、制度の話をしているうちに「難しい」「どうすればいいかわからない」という声があがる。(なごみの会)

【成年後見制度の相談先として知っている主な窓口や組織について】

- ・市社会福祉課、地域包括支援センター、名護市社会福祉協議会など

【障がい者（児）や高齢者の日常生活における将来的な主な不安】

- ・金銭管理

【成年後見制度の周知や情報発信において気を付けてもらいたいこと】

- ・市民のひろば等、広報誌を活用し、情報を提供してほしい。
- ・色んな手続きの案内がWeb（ウェブ）で届くし、Webでの手続きも多く、高齢者や障がいのある方にはハードルが高いと感じる。
- ・制度に関するパンフレットもいろいろな種類があるが、一般の人が見ると理解が難しいのではないか。
- ・成年後見制度の担当者の顔が分かるとよい。

【成年後見制度を利用しやすいものにするために必要なこと】

- ・制度に関する情報提供の充実、利用する費用の負担軽減、相談窓口や相談体制の充実、法人・市民後見人の育成・確保、後見人等による不正防止の徹底、利用手続きの負担軽減、制度に対する理解・浸透など。

【成年後見制度や権利擁護に関する課題、名護市の成年後見制度利用促進の施策に期待する点】

- ・成年後見制度をわかりやすく、使いやすくするには、制度に関する知識を深める必要があると思う。学ぶ機会の創出や制度利用のメリット、デメリットについて周知が必要。
- ・制度の概要は知っていても、実際どう利用したらいいのか、どこに相談に行けばいいのか分からないという声を聞くことはある。成年後見制度は、これからは必要があり、必要な制度だと思うので、成年後見人を担う人も増やせたら良い。
- ・独居や8050問題があるが、日常生活支援における見守りや支援介入、危機介入がしにくいケースも多く、何か起こらないとわからないケースも多い（SOSの声をあげられない）。

イ 専門機関（沖縄県弁護士会、沖縄県社会福祉士会など）-----

【成年後見制度の周知や理解について】

- ・理解はまだ進んでいないと考えられる。

【成年後見制度に関する利用相談、対応ケースについて】

- ・弁護士会として対応するものとしては、虐待事案や市町村申立てに関する事案が多い。
- ・沖縄県社会福祉士会で受ける相談は増加している。認知症の進行により金銭管理が困難となり、包括介入、親族のかかわり拒否で、他に頼れる身内がないため、後見制度の調整を行う。頼れる親族がない、親族に財産管理を頼めない人の利用が多い。

【連携・協力している組織・窓口について】

- ・社会福祉士会、弁護士会、市役所担当課、地域包括支援センター、名護市社会福祉協議会、行政書士、医療機関 など。

【後見人の確保に向けて必要な取り組み】

- ・親族後見人へのサポート。後見人になってから、あるいは後見人になることに自信がない方について専門職がサポート（書類の書き方や相談対応）する体制を整えることで一般市民も後見人になりやすくなるのではないかと。

【成年後見制度の相談・対応で難しいと感じることや課題】

- ・後見人として介助まで担うわけではないので、地域包括支援センターや地域の人へ支援依頼をできる関係構築が重要である。
- ・判断能力の低下している成年被後見人等の生活を守るため、成年後見人等は施設入所や介護サービスの利用に際して判断を迫られる場面があり、負担である。
- ・後見活動に際し、中・南部の後見人等が北部地区の活動をするためには、交通費等の経費がかさみ、資力のない方からはもらえない。

【成年後見制度を利用しやすいものにするために必要なこと】

- ・相談窓口や相談体制の充実、制度に関する情報提供の充実、法人・市民後見人の育成・確保、利用手続きの負担軽減、市民の制度に対する理解・浸透、利用する費用の負担軽減、行政や相談窓口の職員の更なる知識等の向上、後見人等による不正防止の徹底。
- ・成年後見制度に限定せず、権利擁護支援の体制づくりが必要で、高齢・障がい・児童・困窮等の制度に縛られない相談体制の確保と、相談者にとってどのような支援が必要かを判断できる場（判断会議や協議会等）の確保、それらを統制する管理機能（中核となる機関）が必要と考える。

【成年後見制度や権利擁護に関する課題、名護市の成年後見制度利用促進の施策に期待する点】

- ・行政の関連機関を活用して制度利用が必要な人を申立てに結びつける方策をつくることや、後見人団体との定期的な連絡会の実施。
- ・名護市は、北部のかなめでもあるので名護市民に限定せず、近い将来は北部地区広域の権利擁護支援の体制づくりに貢献していただけると嬉しい。

ウ 相談支援組織-----

ウ-1 名護市地域型包括支援センター

【成年後見制度の周知や理解について】

- ・制度の周知や理解はまだ進んでいない。

【成年後見制度に関する利用相談、対応ケースについて】

- ・相談支援件数については増加している。ケアマネジャーからの問い合わせが多い。
- ・遺産相続に関する相談、認知症や判断能力の低下による金銭管理、入院・入所の契約に関する相談。医療や介護等支援の必要性を否認するセルフネグレクトケース。他者による金銭管理で本人同意を得られる見通しがないなかで、家族を支援しながら申立についても側面的支援を行う。金銭トラブルへの対応に家族が疲弊するケースで、借金トラブルへの対応で経済的に困窮していても市の制度利用支援事業対象者にもならない状況。家族への申立作業の側面的支援。

【連携・協力している組織・窓口について】

- ・市役所担当課、名護市社会福祉協議会、社会福祉士会、地域包括支援センター、弁護士会、医療機関、障がい福祉サービス提供事業所や相談支援事業所、介護サービス提供事業所など

【後見人の確保に向けて必要な取り組み】

- ・専門職後見人として受任できる方が、名護市にどのくらいいるのか把握すること。専門職後見人以外にも、法人後見人や市民後見人の養成に力を入れていく必要があると思う。
- ・後見人のフォローアップ体制が大切。
- ・法人後見を受任できる法人を増やす取り組み。市民後見人を増やすには、制度のアクセスを容易になるように変化させる努力も重要だが、判断力が不十分とされる人が地域に多く暮らしているという認識が社会全体に浸透していることが条件となる。個人情報保護に配慮しながらではあるが、福祉関係者らが折に触れ地域社会に情報提供・情報共有する啓発も重要と考える。

【成年後見制度の相談・対応で難しいと感じることや課題】

- ・手続き書類も多く業務が煩雑。また、病院や福祉施設入所中の方の後方支援の役割分担含め範囲も不明。対象者が拡大していく事を想定すると後見人申請の必要性、家族構成や関係性等アセスメント、関係機関の連携、家族も含めた役割分担が必要だと思う。
- ・成年後見制度の仕組みを説明する難しさ。
- ・相続問題の相談があった際、専門的な知識を要する。
- ・家族がすでに疲弊し手続きに必要な書類を作成・収集したり、費用負担も過重になっている状況を見ると、制度利用支援事業へのアクセスをもっとしやすくすることが必要になると思う。

【成年後見制度を利用しやすいものにするために必要なこと】

- ・制度に関する情報提供の充実、利用手続きの負担軽減、相談窓口や相談体制の充実、行政や相談窓口の職員の更なる知識等の向上、利用する費用の負担軽減、法人・市民後見人の育成・確保、市民の制度に対する理解・浸透など。
- ・市民や支援者向けの気軽な相談窓口と手続きのアドバイザー配置や簡略化ができればと思う。
- ・申立書類、提出書類が多く、時間・労力・お金を要する。もう少し簡素化できるようにしてほしい。

【成年後見制度や権利擁護に関する課題、名護市の成年後見制度利用促進の施策に期待する点】

- ・名護市内には、後見人の担い手不足があることをよく聞くため、市民や法人等に対しての周知啓発が課題と思う。
- ・情報交換を目的とした、障がい福祉サービス事業所や家庭裁判所との定例会。
- ・申立手続き負担軽減や費用負担軽減。

ウ-2 (障がいに関する) 相談支援事業所

【成年後見制度の周知や理解について】

- ・理解が進んでいないと考えている事業所と、理解が進んでいるかどうか「わからない」と回答している事業所がみられた。

【成年後見制度に関する利用相談、対応ケースについて】

- ・相談支援件数については横ばいもしくは、成年後見制度を主題として相談にくるケースは少ない。
- ・一人暮らしの知的障がい者が身近に頼れる親族がおらず、周りのサポートで生活していたが、生活費の管理（電気料金支払い）などが難しいケースもある。
- ・複合的な要因をもった世帯からの相談もある。本人の親にも知的障がいが見られるなど、意思決定を支援するうえで判断が難しいケースもある。他には家族全体の金銭管理サポートが必要なケースもある。
- ・キーパーソンのご家族はいるが、病状や障害の特性により、金銭管理が上手くいかず、浪費や家族間のトラブル、入退院を繰り返す、ご本人の権利擁護の為、ご家族と話し合い、ご本人に理解していただけるよう説明を繰り返す。
- ・ご本人が自ら借金をしたり、入退院を繰り返すなど、ご本人の衝動性が抑えられず浪費、借金を抱えるが、ご家族でご本人に変わり年金の管理もできず疲弊している事例は多い。
- ・成年後見制度の利用に至らなかった場合は、家族支援に回ったり関係機関との情報共有を密にしたりして周囲を支えていくこともある。

【連携・協力している組織・窓口について】

- ・名護市社会福祉協議会、同じ職種である相談支援専門員などと連携協力しているが、今後は弁護士や行政書士ともつながっていきたい。
- ・名護市社会福祉課、医療機関、司法書士、法テラス、裁判所など今つながりがあるところとのネットワークを継続していく。

【成年後見制度の相談・対応で難しいと感じることや課題】

- ・制度全体をしっかりと把握していない分、利用者へ情報提供をどのようにするかを迷うことがある。また、後見制度について、家庭裁判所に相談できると思うが、家裁以外にどういう機関に相談先があるのかもわからない。福祉サービスの手続き自体が家族への負担になっていると感じるだけに、成年後見においてもかなりの労力が必要になるのではないか。
- ・本人に判断できる部分もある（意志の伝達等）が、病状なのか生活の仕方なのか判断能力にムラがある場合の意思決定の支援が難しい。
- ・事業所の利用者は軽度の知的障がいや発達障がいとの重複の方や、手帳はもっていないが生活のしづらさを抱えている人もいる。手帳保持者の3～4倍は潜在的ニーズがあるのではないか。
- ・申立てから制度の活用までに時間がかかる。家族がそこまで待てるのか、家族の力だけで完了させられるのか気がかり。後見人を務められる人材が不足している。

【成年後見制度を利用しやすいものにするために主に必要なこと】

- ・相談窓口や相談体制の充実、利用する費用の負担軽減、利用手続きの負担軽減。
- ・制度に関する申請費用の助成など、分かりやすい周知・広報があると良いと思う。
- ・状態により判断能力が一定でない精神障がい者の意思決定支援が可能な後見人の育成・確保。

【成年後見制度や権利擁護に関する課題、名護市の成年後見制度利用促進の施策に期待する点】

- ・具体的な事例について情報共有できる機会があれば、利用が必要と思われる方への説明もしやすくなる。これまで成年後見制度を実際に利用に繋げた事例を知る機会をもらえると助かる。
- ・障がい当事者の高齢化、キーパーソンであるご家族の高齢化により、後見制度の利用ニーズは増えているように思う。また、高齢者のように判断能力が恒常的に十分でないという方より、浪費などの限定的な課題に対して判断ができず、それ以外の事柄に関する意思決定の能力は残されている精神障がい者の方の意思決定を支援する後見人の育成が必要だと思えます。

ウ-3 名護市民生委員児童委員協議会

【成年後見制度の周知や理解について】

- ・進んでいないと感じられている。また、民生委員も成年後見制度について勉強していく必要がある。

【成年後見制度に関する利用相談、対応ケースについて】

- ・住民が成年後見制度について知らないため相談が来ない。制度があることを利用者に理解してもらいたい。
- ・家族や引き受けてくれる人がいない場合に地域の民生委員として支援を依頼され、区長や役所の方と一緒に支援に関わった。

【連携・協力している組織・窓口について】

- ・名護市役所窓口、名護市社会福祉協議会、弁護士会、行政書士会（弁護士や行政書士による無料の法律相談会が市役所であるので案内をしている）、緊急時は名護市社会福祉協議会に相談している。

【成年後見制度の相談・対応で難しいと感じることや課題】

- ・金銭管理等は民生委員にさせるべきではない。
- ・民生委員が関わっていた方が自宅をリフォームするにあたり、手続きなどについて相談があった。
- ・民生委員は地域での相談をつなぐ役目なので助けてあげたいが、金銭的なことや相続に関することも相談されて大変困ることが多いと聞いている。
- ・成年後見制度に関してははっきりとよく分からない。具体的にどういうことがあるか研修会があれば良い。市民に対する理解浸透もそうだが、民生委員が知らないといけない。

【成年後見制度を利用しやすいものにするために主に必要なこと】

- ・相談窓口や相談体制の充実、制度に関する情報提供の充実、行政や相談窓口の職員の更なる知識等の向上。

【成年後見制度や権利擁護に関する課題、名護市の成年後見制度利用促進の施策に期待する点】

- ・そこにいけば対応してくれると民生委員が安心できる一括の窓口があるといい。相談先がいっぱいあってどこに相談したらいいか分からない。各相談窓口で対応できる範囲を明確にしてほしい。
- ・住民は民生委員に相談すると解決すると思っているだけに、民生委員がつなぐだけと言ってもあまり理解されない。民生委員がつなぎの役割であることをもっと周知する必要がある。

(3) 調査からみる計画課題

①「中核機関」及び「地域連携ネットワーク」の整備

「国の基本計画」により、全国どの地域においても必要な方が成年後見制度を利用できるよう、各地域において相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な方を発見し、適切な支援につなげ、更には意思決定支援・身上保護を重視した後見活動を支援するための仕組みである「地域連携ネットワーク」の構築が求められています。また、「地域連携ネットワーク」の整備・運営の中核となる機関も設置するよう求められています。

ヒアリング調査から、成年後見制度に限定せず、権利擁護支援の体制づくりが必要で、高齢・障がい・児童・困窮等の制度に縛られない相談体制の確保と、相談者にとってどのような支援が必要かを判断できる場（判断会議や協議会等）やそれらを統制する管理機能（中核となる機関）が必要との意見がありました。

今後は、これらを地域保健福祉計画に位置づけている「支え合い・支援ネットワーク図」との整合を図りながら、関係機関との連携のもと段階的に整備、推進していくことが必要です。

②制度の利用促進と相談機能の強化

ヒアリング調査では、成年後見制度について「書類作成が難しい」と利用手続きの負担軽減を求める意見が少なくありません。加えて、相談窓口や相談体制の充実、利用する費用の負担軽減についても意見が見られました。利用促進に向けて相談支援の充実等を検討していく必要があります。市民や地域で見守りを行う支援者が気軽に相談できる窓口の設置が求められています。

③後見人等の人材確保と支援体制の充実

これまで、名護市を含む北部地域の後見人等が不足していることが課題となっています。名護市の基礎データをみると、認知症高齢者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者等は増加傾向にあります。また、要介護認定を受けていない方、障害者手帳等を所持されていない方等においても「権利擁護支援等を必要な方」は相当数存在すると推測されています。名護市では一人暮らし高齢者も増加しており、将来、制度の利用につながる可能性もあります。

今後は、関係機関と連携し、専門職以外でも後見人等として、法人・市民後見人を育成し、成年後見人等を受任できる方を増やすことが必要です。

後見人になってから、あるいは後見人になることに自信がない方についても専門職がサポートする（相談対応）体制を整え、将来、後見人を受任しやすい環境づくりが必要となっています。

④成年後見制度の周知の強化

名護市の基礎データをみると、令和3年9月1日時点の名護市における成年後見制度利用者数は178人となっています。認知症と推定される高齢者数や、知的障がいや精神障がいのある方の人数と比較すると利用者が少ない状況となっています。名護市では市民のひろばや高齢者いきいき便利帳などで制度の情報を発信したり、わかりやすい説明を心がけていますが、利用者が少ないのは成年後見制度が認知されていないことも一因と思われます。

また、地域型包括支援センターや相談支援事業所、専門機関、当事者関係団体へのヒアリング調査でも、ほとんどの組織から、相談件数が増え制度の周知が図られている一方で「成年後見制度の周知や理解は進んでいない」と回答が寄せられました。一部の意見ですが、成年後見制度について良くない印象があるなど、制度への理解促進と安心して利用できるしくみが求められます。

加えて、地域の支援者も十分に理解しておらず、説明に苦慮しているなどで勉強会の必要性、制度に関する情報提供の充実についてのご意見をいただきました。

これらの状況から、引き続き市民や地域の支援者、関係機関、企業などに対し成年後見制度の正しい理解の普及を図るため、周知の強化が求められています。

3 計画のめざすところ

制度の利用が必要な方やご家族の視点に立ち、地域、事業者、専門家、社会福祉協議会、行政など、成年後見制度の利用に関わるみなさんとの協働により取り組みを進めるために、どのようなところをめざすのか、考え方や目標を以下に示します。

(1) 成年後見制度利用促進によってめざすまちの姿

本計画では、名護市の総合計画や地域保健福祉計画の「地域共生社会」の考えを踏まえるとともに、成年後見制度利用促進によって、

**認知症の症状や障がい等があっても、
人々や地域と関わり合いながら、
尊厳のある自分らしい暮らしを続けることができるまち**

をめざします。

また、本計画の取り組みを進めることで、SDGsの誓いである「誰一人取り残さない」持続可能な地域をつくることにつながると考えます。

SDGsの17のゴールの中でも、本計画と関連する3つのゴールも大切な達成目標として計画を進めます。



本計画でめざす、「人々や地域と関わり合いながら、尊厳のある自分らしい暮らしを続けることができるまち」について、どのようなまちの状態を想定しているのか、上記の3つのゴールを参考とし、以下に整理します。

- 誰もが認知症や障がいのために支援が必要になりうると我が事としてとらえ、成年後見制度の利用により、福祉サービスなど必要な支援につながる。
- 人権を侵害されたり、財産を奪われることなく、誰もが安全・安心に暮らし、自分らしい生き方や意見が尊重される。
- 市民、地域、企業、ボランティア、専門職団体、行政など様々な立場の方々がつながり、市民や地域が抱える問題にみんなで気づき、みんなで取り組む。

(2) 目標

制度の利用を必要とする人が尊厳のある自分らしい暮らしを続けることができるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを進め、多様な分野・主体の参加・連携により、成年後見制度利用促進の取り組みを充実させていきます。

(3) 基本的な考え方

①権利擁護支援の地域連携ネットワーク

権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、国の第一期計画では、全国どの地域においても、支援が必要な人が、本人らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるよう、各地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携のしくみとしています。

制度の利用を必要とする人が成年後見制度などの必要な支援・サービスの利用を通じて、尊厳のある自分らしい生活の継続と地域社会への参加につなげていくためには、地域での多職種連携が不可欠です。

名護市においてもその基盤として、地域や福祉、医療、行政などに司法を加えた多様な分野の関係機関・団体が連携するしくみづくりを進めます。

地域連携ネットワークづくりについては、できる限り既存の高齢者や障がい者など個別支援会議の枠組みや会議体などの資源を活用していくものとします。

②地域連携ネットワークの役割

ア 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

地域において、権利擁護に関する支援の必要な方（財産管理や必要なサービスの利用手続を自ら行うことが困難な状態であるにもかかわらず必要な支援を受けられていない人、虐待や消費者被害を受けている人など）の発見に努め、速やかに必要な支援へのつなぎを行います。

イ 早期の段階からの相談・対応体制の整備

安心して地域での暮らしを続けていくために、判断能力の低下などに関わらず、早期の段階から支援や相談窓口とつながっていることが大切であり、成年後見制度の利用について市民が身近な地域で相談できるよう、相談窓口を含めた制度の周知を進めます。そして、早期から専門職団体による相談対応が可能となる体制を整備します。

ウ 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用のための支援体制の構築

成年後見制度を、自分らしい生活を守るための制度として利用できるよう、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用を可能にする必要があります。本人を取り巻く地域の関係団体等との連携による本人を中心とした支援体制をつくりま

③地域連携ネットワークのしくみ

地域連携ネットワークは、「中核となる機関（以下「中核機関」）」、「チーム」、「協議会」の3つのしくみからなります。

ア 中核機関

「中核機関」とは、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関です。本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け付け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートの役割を担うものとします。

関係機関や専門職団体の協力・連携強化を図るために関係者間での権利擁護支援に関する話し合いや情報を共有する場（協議会等）の運営等を行います。

イ 本人を後見人等とともに支える「チーム」

「チーム」とは、権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行うしくみです。

既存の福祉・医療等のサービス調整や支援を行う体制に、必要に応じて法律・福祉の専門職や後見人等、意思決定に寄り添う人などを加え、適切に支援が必要な人の権利擁護を進めます。

ウ 協議会

「協議会」とは、専門職団体や当事者団体などを含む関係機関・団体が、連携を強化し、これらの機関・団体が協力する体制づくりを進めるしくみです。

成年後見制度を利用する事案に限定することなく、チームに対し法律・福祉の専門職や関係機関が必要な支援を行うことができるよう連携を強化し、地域課題の検討・調整・解決に向けて協議する場を設けます。また、家庭裁判所との連携・連絡強化、活動のチェック機能も担います。中核機関がその事務局を行います。

④地域連携ネットワークおよび中核機関が担うべき機能

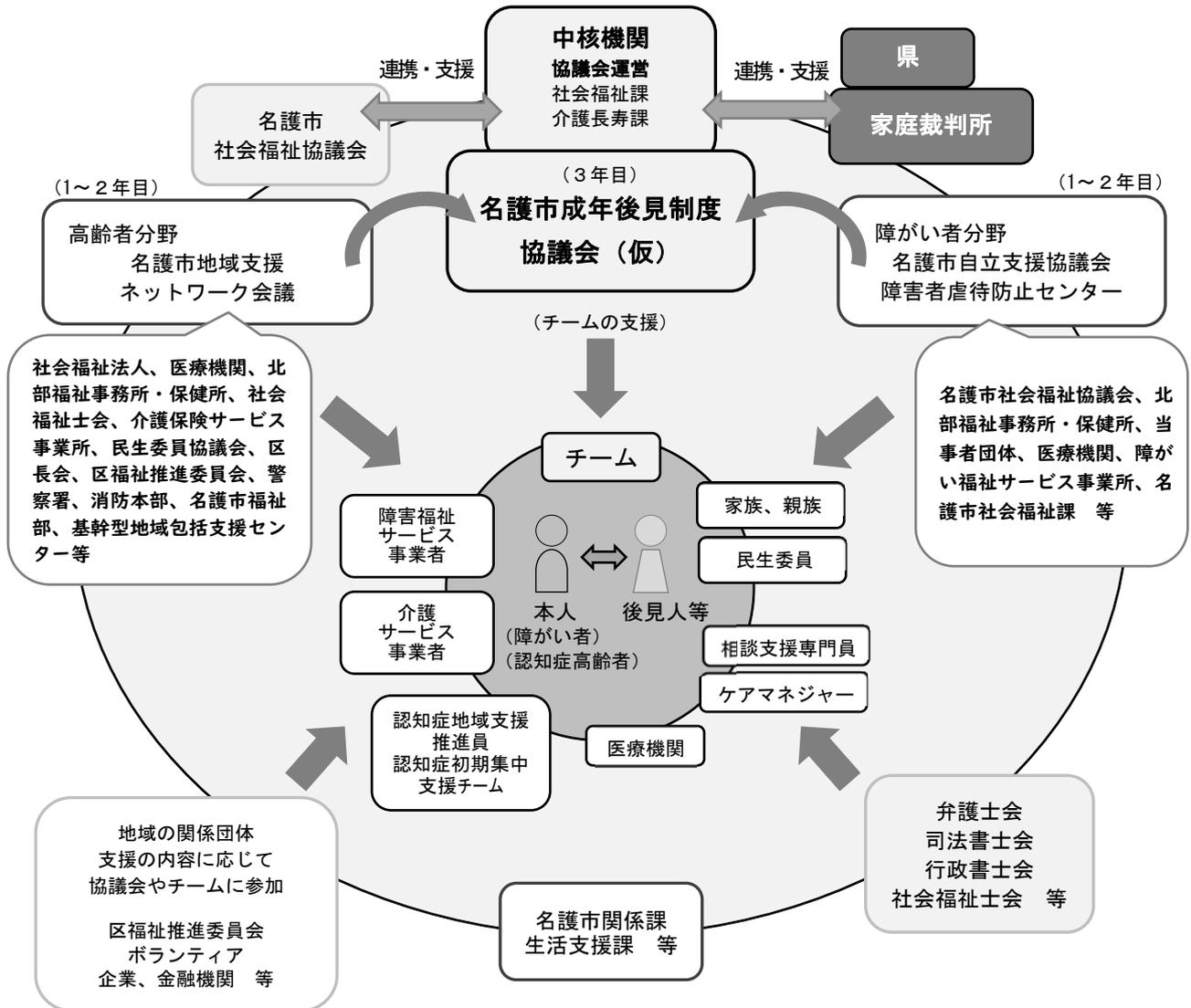
地域連携ネットワークおよび中核機関については、①広報機能、②相談機能、③成年後見制度利用促進機能、④後見人支援機能について、段階的・計画的に整備するとともに、⑤不正防止効果に配慮していくものとします。地域連携ネットワークやチームといった体制の整備により、親族後見人等が孤立することなく日常的に相談を受けられ制度への理解も深まることで不正の発生を防ぐ効果が期待されます。

権利擁護支援を必要としている人の世帯の中には、様々な課題が生じていることもあり、個々の権利擁護支援の課題を捉えた上で、その状況に応じて、家族の想いも尊重しながら、それぞれを同時に支援していく必要があります。

こうしたことを含めた複合的な地域生活課題としては、生活困窮、虐待やネグレクト、

未成年後見を含む児童の権利擁護などもあり、これらへの適切な支援が必要となる場合もあることから、地域連携ネットワークを「包括的」なものにしていくことを中核機関や協議会で、地域保健福祉計画での包括支援体制を踏まえ検討していきます。

【名護市地域連携ネットワークのイメージ】



(4) 取り組みの方針と体系

①取り組みの方針

計画課題の解決に取り組むとともに、地域の人々と支え合いながら、尊厳のある自分らしい暮らしを続けることができるまちの実現に向けて、以下の方針を設定します。

方針1 適切な権利擁護支援につながる地域連携ネットワークをつくる

(連携の仕組みづくり「中核機関」「チーム」「協議会」の設置)

認知症の症状や障がい等のために判断することが難しくなっても、自分らしい生活を送るための制度として成年後見制度を利用し地域社会へ参加できるよう、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携ネットワークを構築していきます。

そのために、地域の関係団体や医療機関、福祉サービスの提供事業所及び相談支援機関に加え、司法・福祉の専門職団体との連携を図り、全体をコーディネートする「中核機関」を設置します。さらに、日常的に本人を見守り、本人の意思を尊重した対応を行う「チーム」、チームに対して必要な支援を行う関係者間の連携・協議の場（「協議会」）の確保に努めます。

方針2 誰もが安心して利用できるよう制度の利用を支える

(地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能の充実)

支援が必要な方や家族など、誰もが気軽に成年後見制度の利用に関する相談ができ、安心して制度を利用できるよう、各相談支援窓口における対応の充実と窓口間の連携を強化します。地域連携ネットワークを活用し、権利擁護の支援が必要な市民の発見と早期対応に努めます。

本人の意向や状況を踏まえた制度の利用を支えるため、申し立て書類作成等の相談や費用負担が困難な方への制度利用に向けた支援を行います。

後見人等を家庭裁判所が選任できるようにするためのしくみを検討するとともに、後見人への支援の充実と後見人の確保・養成に取り組みます。

方針3 成年後見制度に関する広報・周知を進める

基礎調査から、成年後見制度がよく知られておらず、十分に活用されていない状況が見受けられました。高齢者・障がい者ともに支援を必要とする方の増加が予測されており、判断能力等に不安のある方々の生活や権利を守るための制度であることを正しく理解することが制度の利用につながることから、様々な機会や媒体を活用し広報を進めます。

また、制度への理解を深めていただくため、伝える内容についてはわかりやすい表現とするよう努めます。

②取り組みの体系

めざすまちの姿を実現するための3つの方針と、以下に具体的な取り組みの体系を示します。

めざす まちの姿	方針	具体的な取り組み項目
認知症の症状や障がい等があっても、人々や地域と関わり合いながら、尊厳のある自分らしい暮らしを続けることができるまち	方針1 適切な権利擁護支援につながる地域連携ネットワークをつくる	(1)地域連携ネットワークの中核となる「中核機関」の設置 (2)本人を後見人とともに支える「チーム」による対応 (3)名護市成年後見制度協議会(仮)の設置とチームへの支援
	方針2 誰もが安心して利用できるよう制度の利用を支える	(1)早期発見・早期対応を可能とする包括的な相談体制の充実 (2)本人の状況を踏まえた成年後見制度の利用支援にかかる事業の推進 (3)後見人等を支援する体制づくりと制度の担い手の確保・養成
	方針3 成年後見制度に関する広報・周知を進める	(1)市民への周知の推進 (2)連携ネットワークを活用した関係組織への周知の推進 (3)後見人等の活動にかかる支援、情報の提供

4 名護市等の取り組み

方針1 権利擁護支援につながる地域連携ネットワーク・中核機関をつくる

(1) 地域連携ネットワークの中核となる中核機関の設置

①中核機関の設置と運営 **重点**

ア 設置の区域

中核機関の設置にあたっては、名護市全域を中核機関の設置区域とします。

イ 設置と運営の主体

権利擁護に関する支援について、市の有する個人情報に基づき行われることや、行政や地域の幅広い関係者との連携及び調整をする必要があることから名護市が設置します。

権利擁護業務についてこれまで社会福祉課及び介護長寿課を中心に実施しているため、社会福祉課、介護長寿課を名護市における成年後見制度利用促進の中核機関と位置づけ、運営していきます。

設置・運営に向けて1年目は2課を中心とした準備会を設け、中核機関の具体的な役割や実務体制を話し合い、2年目の運営開始をめざします。

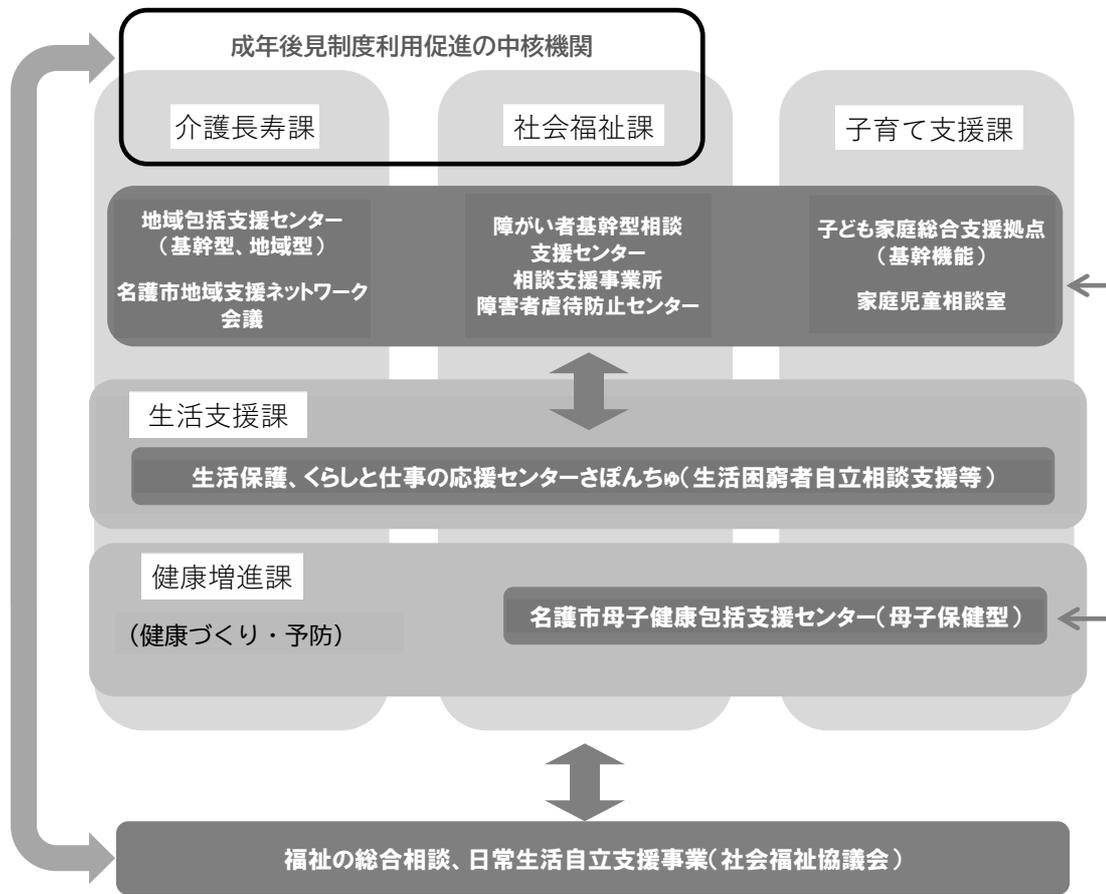
【中核機関における各課の役割】

- 社会福祉課：障がい者の相談支援対応（チームや後見人支援）
 - （1年目～2年目）障がい者分野の協議会の運営
 - （3年目以降）一体化した協議会の運営
- 介護長寿課：高齢者の相談支援対応（チームや後見人支援）
 - （1年目～2年目）高齢者分野の協議会の運営
 - （3年目以降）一体化した協議会の運営サポート

②中核機関が地域連携ネットワークとともに担う取り組み

- a) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの拡充、協議会の開催、個別のチームに対する支援
 - b) 制度の周知、普及 ⇒取り組みは方針3を参照
 - c) 権利擁護に関する相談の強化
 - d) 制度の利用促進
 - e) 後見人への支援
- } ⇒取り組みは方針2を参照

【中核機関と役所内の連携相談窓口】



(2) 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応

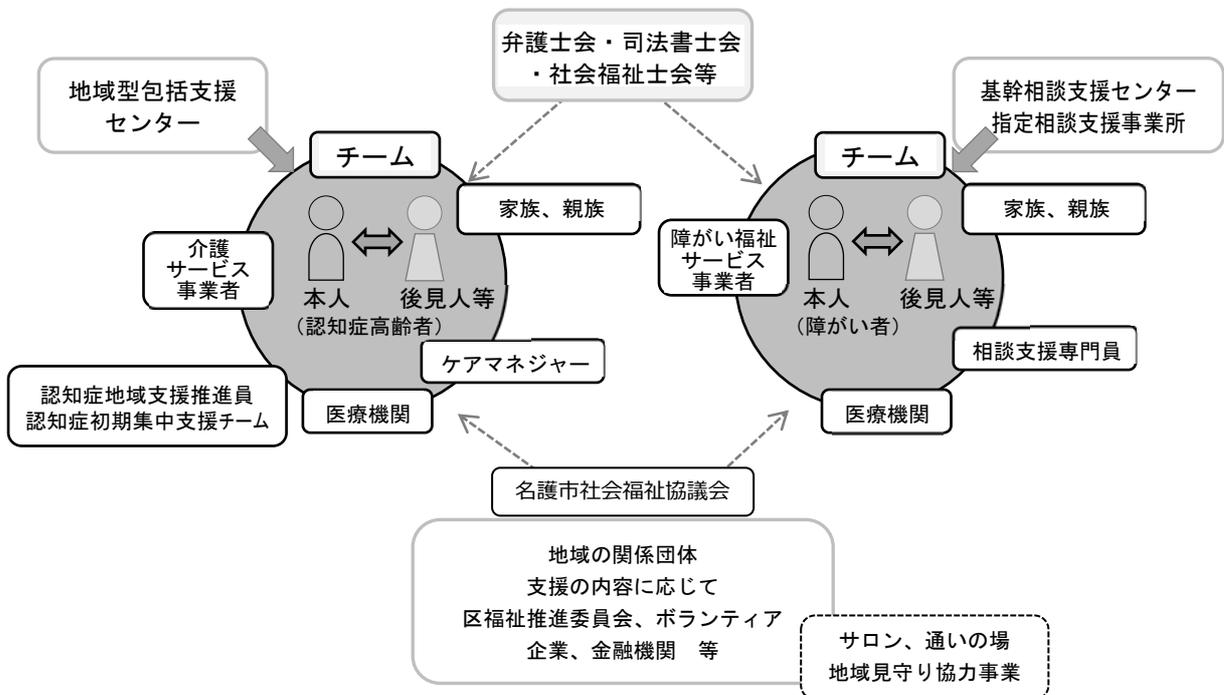
① 支援を必要とする人を中心としたチームづくり **重点**

権利擁護が必要な障がい者や高齢者を支援するために、利用者の身近な親族、ケアマネジャー、相談支援専門員、介護・障がい福祉サービス事業者、医療・福祉・地域の関係者等により「チーム」を形成し、本人の意思を尊重した支援を行います。

具体的には、障がい者や高齢者の個別支援会議のメンバー、それらの個別支援会議でつくられた支援体制のメンバーをチームとします。

必要に応じて権利擁護に関わる法律・福祉の専門職団体の協力支援も受けながら利用者の支援方針の検討を行い、その方針に基づいて支援を行います。加えて、民生委員をはじめ区福祉推進委員会、企業・金融機関なども協力して日常的な生活支援、見守りを行います。

【チーム】



(3) 名護市成年後見制度協議会（仮）の設置とチームへの支援

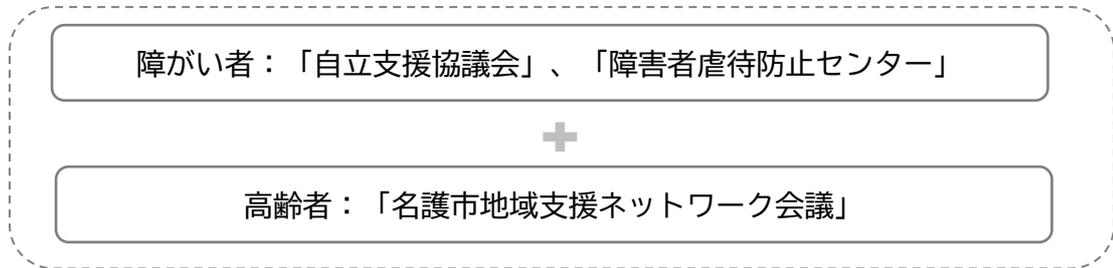
① 名護市成年後見制度協議会（仮）の設置とチーム支援 **重点**

権利擁護支援「チーム」に対し、法律・福祉の専門職団体、関係機関が本人の必要な支援を行うことができるように協議などをする場として名護市成年後見制度協議会（仮）を設置します。

協議会では、チームへの支援のほかに、名護市の成年後見制度利用促進に関する検討、家庭裁判所・司法の専門職団体、当事者や地域の関係団体との協力・連携強

化、困難事例等の相談やその支援に対する意見等を協議共有する場としての位置づけを行います。

こうした協議体については、既存の支援のしくみを活用することができることされていることから、名護市では、

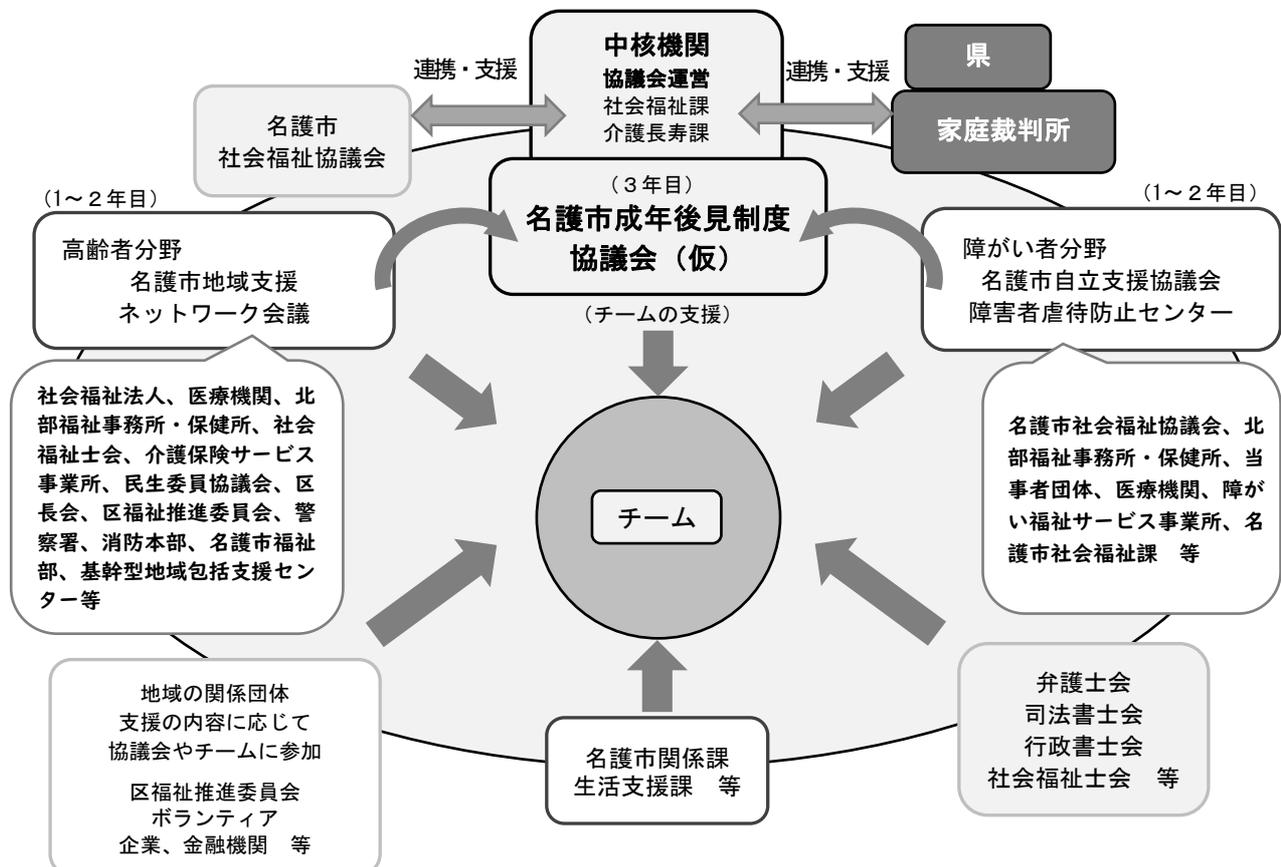


これらを一体化させ、名護市社会福祉協議会と関係課を加え協議会と位置づけ、チームの支援を行います。

計画開始の1年目と2年目は障がい者、高齢者分野の協議会を開催する中で、新しい役割やしきみを確認し、同時に一体化した協議会の在り方について準備を進め、3年目以降は一体化した協議会を開催します。（地域保健福祉計画で位置づける包括的、重層的な支援体制の検討とともに一体化の準備を行います。）

中核機関が事務局として協議会を開催し、名護市成年後見制度利用促進計画の進捗や中核機関の取り組みを報告し、地域の課題や情報の共有に努め、家庭裁判所の支援協力のもと運営を進めていきます。

【協議会】



方針1 事業計画

(1)地域連携ネットワークの中核となる中核機関の設置

取り組み項目	前期			後期		
	R 4 2022	R 5 2023	R 6 2024	R 7 2025	R 8 2026	R 9 2027
①中核機関の設置と運営 【新規】	設置準備会 →	運営開始				
②中核機関が地域連携ネットワークとともに担う取り組み 【新規】		ネットワークの拡充、 個別のチームへの支援等コーディネート機能の強化 →				

(2)本人を後見人とともに支える「チーム」による対応

取り組み項目	前期			後期		
	R 4 2022	R 5 2023	R 6 2024	R 7 2025	R 8 2026	R 9 2027
①支援を必要とする人を中心としたチームづくり 【新規】	個別支援会議 での説明 →	専門職団体等の参加によるチームづくり →				

(3)名護市成年後見制度協議会（仮）の設置とチームへの支援

取り組み項目	前期			後期		
	R 4 2022	R 5 2023	R 6 2024	R 7 2025	R 8 2026	R 9 2027
②名護市成年後見制度協議会（仮）の設置とチーム支援 【新規】	分野ごとに協議会開催 →	中核機関 一体化準備 →	一体化した協議会の開催 →			

方針2 誰もが安心して利用できるよう制度の利用を支える

(1) 早期発見・早期対応を可能とする包括的な相談体制の充実

①相談・相談支援機能の確保

成年後見制度運用の中心的な役割を担う中核機関（市社会福祉課及び介護長寿課）において、適切な相談体制及び各相談窓口の支援体制を整えます。そのために、先の協議会等を通じて関係機関の連携強化に取り組みます。

②福祉等の相談窓口の機能強化

基幹型及び地域型包括支援センター、障がい者の基幹型相談支援センター及び相談支援事業所、くらしと仕事の応援センターさぼんちゅ、名護市社会福祉協議会総合相談窓口等各相談窓口で権利擁護に関する相談機能の充実を図るため、中核機関による相談員等のスキルアップ支援に取り組みます。

③専門職団体との連携による相談機能の充実

司法等の専門的な視点での相談に適切に対応できるよう、専門職団体（弁護士会、司法書士会、行政書士会、社会福祉士会等）との連携を図ります。そのために、先の協議会での情報交換、専門職団体による研修会の開催等に取り組みます。

④早期発見、早期対応に向けた地域の支援者等との連携

権利擁護を必要とする市民の早期発見、早期対応に向け、区長、民生委員等地域のキーパーソンとの連携を図ります。そのために、区長会、民生委員児童委員協議会の定例会等で権利擁護に関する研修会等を実施します。

(2) 本人の状況を踏まえた成年後見制度の利用支援にかかる事業の推進

①制度利用に向けた申立の支援

成年後見制度の利用に際して、本人もしくは親族後見人候補者等の制度の円滑な利用に向け、申立に係る書類作成支援等を行います。また、家族、親族等からの支援が得られない市民に対し、関係機関等と連携しつつ市長が行う成年後見制度に係る審判請求の申立手続の支援を行います。

②受任者調整等の支援

成年後見人等の確保が困難な市民に対し、市民の状況やニーズに応じて、適切な後見人等を確保できるよう、関係機関、団体との連携を図りながら、後見人等の候補者をリストアップし、受任者調整（マッチング）等の支援を進めます。

③成年後見制度利用支援事業の利用促進

経済的に困窮している市民であっても制度の利用がなされるよう、審判請求申立費用や成年後見等報酬費用の助成を行う成年後見制度利用支援事業を進めます。

④市民の状況を踏まえた成年後見制度の利用促進

名護市社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業を利用している市民の判断能力が著しく低下している場合には、市民本人の状況を踏まえ、成年後見制度利用へのスムーズな移行が行えるよう、名護市社会福祉協議会等関係機関との連携を図ります。

(3) 後見人等を支援する体制づくりと制度の担い手の確保・養成

①後見人等への支援の充実

後見人等の活動（身上保護、財産管理、家庭裁判所への報告等）が円滑に行われるよう、中核機関による支援に取り組むとともに、前述の「チーム」が適切に機能するよう、福祉サービス提供事業所、家庭裁判所等関係機関との連携を進めます。また、後見人等の後見活動の充実に向け、「後見人等連絡会」を開催し、情報共有、事例検討等に努めます。

②第三者後見人等の確保

成年後見制度の利用ニーズが高まる中で、親族後見人以外の後見人等の確保が求められています。専門職団体や社会福祉法人等との連携を強化し、専門職後見人や法人後見実施組織の確保を進めます。

③市民後見人の育成・継続支援

地域福祉に理解と熱意のある市民が活躍でき、それが成年後見制度の利用ニーズをカバーできるよう、市民後見人として育成を図ります。そのために、関係機関と連携しつつ市民後見人養成講座を開催します。

育成した市民後見人については、講座修了後に後見等活動に携われるよう、親族後見人や専門職後見人等の支援者や名護市社会福祉協議会が行っている日常生活自立支援事業の生活支援員等を経て、市民後見人になるような段階的なステップアップの仕組みを検討していくこととします。

方針2 事業計画

(1) 早期発見・早期対応を可能とする包括的な相談体制の充実

取り組み項目	前期			後期		
	R 4 2022	R 5 2023	R 6 2024	R 7 2025	R 8 2026	R 9 2027
①相談・相談支援機能の確保【新規】	相談機能の確保					
		相談支援機能の確保				
②福祉等の相談窓口の機能強化【新規】			中核機関による相談員のスキルアップ支援			
③専門職団体との連携による相談機能の充実【新規】	協議会での情報交換					
		専門職団体による研修会の開催				
④早期発見、早期対応に向けた地域の支援者等との連携		区長会、民生委員児童委員協議会等を対象にした研修会の開催				

(2) 本人の状況を踏まえた成年後見制度の利用支援にかかる事業の推進

取り組み項目	前期			後期		
	R 4 2022	R 5 2023	R 6 2024	R 7 2025	R 8 2026	R 9 2027
①制度利用に向けた申立の支援	・ 本人等申立に係る書類作成支援 ・ 市長が行う制度に係る審判請求の申立手続支援					
②受任者調整等の支援【新規】		・ 後見人等の候補者リストの作成 ・ 上記リストに基づく受任者調整				
③成年後見制度利用支援事業の利用促進	・ 審判請求申立費用の助成 ・ 成年後見等報酬費用の助成					
④市民の状況を踏まえた成年後見制度の利用促進		日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行支援				

(3) 後見人等を支援する体制づくりと制度の担い手の確保・養成

取り組み項目	前期			後期		
	R 4 2022	R 5 2023	R 6 2024	R 7 2025	R 8 2026	R 9 2027
①後見人等への支援の充実 【新規】		中核機関による後見人等の支援 →				
			後見人等連絡会の開催 →			
②第三者後見人等の確保 【新規】		専門職後見人の確保 →				
			法人後見実施組織の確保 →			
③市民後見人の育成・継続 支援 【新規】				・市民後見人養成講座の開催 ・講座修了者の活動支援 →		

方針3 成年後見制度に関する広報・周知を進める

(1) 市民への周知の推進

①成年後見制度に関する情報の発信

これまで市民の間で成年後見制度があまり知られていないため、財産管理や契約関係等の困りごとに対処する成年後見制度があり、市や名護市社会福祉協議会等が制度利用の手続きなどに対応することを伝える市民向け情報発信が必要です。

引き続き、成年後見制度に関するパンフレットやチラシを窓口を設置し、認知症ケアパスや高齢者いきいき便利帳にも情報を掲載します。また、老人クラブやシニア支援者講習会においても、制度説明や相談窓口の情報提供を行います。

また、市 HP 等での情報発信のほか、相談支援事業所や各地域型包括支援センターにもパンフレットを設置し、市民のより身近な地域での周知に努めます。

更なる高齢化にともない成年後見制度の必要性が高まっていくことから、将来の判断力低下に備えて利用する任意後見制度を含めた広報を進めます。

②相談窓口の周知、市民向け講演会・出前講座の開催

成年後見制度に関する情報が市民に届いても、一人では制度の理解が難しいと感じて実際の手続きに至るまでに利用を断念してしまうおそれがあります。

情報提供を積極的に進めるとともに、社会福祉課および介護長寿課に成年後見制度の担当職員を配置し、窓口を周知することで市民が気軽に相談できるようにします。また、成年後見制度に関して伝わりやすい説明を行う市民向け講演会や出前講座を開催します。

(2) 連携ネットワークを活用した関係組織への周知の推進

①地域団体や関係組織向けの周知・勉強会の実施

地域団体や関係組織においては成年後見制度に関して見聞きしているものの、内容の理解に不安があるなど相談があった際の対応に苦慮している現状があります。

そこで、地域団体や関係組織を対象に勉強会などを開催し、成年後見制度に関する正しい理解を支援するとともに、市民から相談を受けた際の対応方法や対応についての相談できる窓口を明確にし、周知を行います。

成年後見制度の利用を必要とする人の早期発見・支援につなげるため、支援機関や福祉サービスを利用していない方に情報を届ける方策や、日常の変化に気づいて情報共有する連携のあり方について地域団体や関係機関と検討します。

②職員研修等の実施

市や名護市社会福祉協議会等に成年後見制度に関連する内容の問い合わせがあった際に、適切な説明が行えるよう職員向けに理解促進のための研修を実施します。

市内に4か所ある地域型包括支援センターと、成年後見制度の利用促進に関する連携のため研修および意見交換を実施します。

(3) 後見人等の活動にかかる支援、情報の提供

①親族後見人や市民後見人等への支援・研修等の実施

成年後見制度は個人の財産や契約に関する法的な内容を取り扱うため、一般市民にとっては馴染みのない用語が多く、必要とする書類やその入手・提出先が複数あるなど手続きも複雑です。

後見人等の活動負担を軽減するために、書類作成や各種手続きの方法を学んだり相談したりする勉強会や法改正にあわせた学習会のほか、被後見人が利用できる地域資源に関する情報共有の場を必要に応じ開催します。また、後見人等向けの情報提供により活動の支援とともに制度の理解を促進します。

方針3 事業計画

(1) 市民への周知の推進

取り組み項目	前期			後期		
	R 4 2022	R 5 2023	R 6 2024	R 7 2025	R 8 2026	R 9 2027
①成年後見制度に関する情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口へのパンフレット等の設置 ・市の既存情報誌、市ホームページ、広報誌での情報発信 ・老人クラブなどでの説明、情報提供 等 					
②相談窓口の周知、市民向け講演会・出前講座の開催	成年後見制度の担当職員による相談・情報提供 中核機関による市民向け講演会、出前講座の開催					

(2) 連携ネットワークを活用した関係組織への周知の推進

取り組み項目	前期			後期		
	R 4 2022	R 5 2023	R 6 2024	R 7 2025	R 8 2026	R 9 2027
①地域団体や関係組織向けの周知・勉強会の実施	中核機関による連携、勉強会の実施					
②職員研修等の実施	職員研修の実施、地域型包括支援センター等における研修・意見交換の実施					

(3) 後見人等の活動にかかる支援、情報の提供

取り組み項目	前期			後期		
	R 4 2022	R 5 2023	R 6 2024	R 7 2025	R 8 2026	R 9 2027
①親族後見人や市民後見人等への支援・研修等の実施 【新規】	後見人等への情報提供、勉強会・学習会の実施					

5 計画の推進にあたって

(1) 計画の周知

成年後見制度の利用を促進するためには、市民はもとより、各相談支援機関の職員等に、制度が正しく理解されていることが大切です。本計画を多くの市民や相談支援の職員に知ってもらえるよう、地域連携ネットワーク等を活用して周知に努めるとともに、本計画の円滑な実施に向けて、各関係機関や家庭裁判所及び庁内関係部署等との連携・調整を図りながら、具体的な取り組みを推進していきます。

(2) 計画の評価

成年後見制度にかかわる関係機関の協力のもと、庁内関係部署が連携して本計画を推進するとともに、中核機関において計画の進捗確認や評価を行っていきます。

各種取り組みの進捗状況を点検・評価し、その結果を本市の成年後見制度協議会(仮)において確認して、必要に応じ改善等を行います。その後、市全体の福祉計画などを検討していく、名護市地域保健福祉計画等策定委員会への報告を行います。

資料編

(1) 策定の体制等

名護市地域保健福祉計画等策定委員会基本運営要綱

名護市地域保健福祉計画等策定委員会基本運営要綱(平成18年告示第90号)の一部を改正する。

令和2年9月2日

告示第183号

改正 令和3年1月8日告示第3号

令和3年4月12日告示第104号

(趣旨)

第1条 この要綱は、名護市附属機関の設置に関する条例(平成16年条例第5号)別表に規定する名護市地域保健福祉計画等策定委員会(以下「委員会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 市長は、地域保健福祉計画その他の保健、福祉、医療に係る計画を委員会に諮問し、委員会は、これを審議して答申することを所掌事務とする。

2 委員会は、次の各号に掲げる部門ごとに設置するものとし、当該各号に掲げる計画の審議を行うものとする。

(1) 名護市地域保健福祉計画等策定委員会(地域保健福祉計画部門) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定による地域福祉計画及び成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)第14条の規定による成年後見制度利用促進基本計画

(2) 名護市地域保健福祉計画等策定委員会(高齢者及び介護保険部門) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8の規定による老人福祉計画及び介護保険法(平成9年法律第123号)第117条の規定による介護保健事業計画

(3) 名護市地域保健福祉計画等策定委員会(障害福祉部門) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定による障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定による障害福祉計画

(4) 名護市地域保健福祉計画等策定委員会(健康増進部門) 健康増進法(平成14年法律第103号)第8条第2項及び地域保健法(昭和22年法律第101号)に基づく健康増進計画

(5) 名護市地域保健福祉計画等策定委員会(沖縄愛楽園将来構想部門) 地域の保健、福祉及び医療に係る国立療養所沖縄愛楽園の将来構想

(組織)

第3条 委員会は、8人以内で構成し、市長が委嘱又は任命する。

2 委員会の構成員は部門ごとに市長が別で定める者とし、部門ごとに兼ねることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、各計画の策定が完了する日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部門間等会議)

第7条 委員会は、計画に関し部門間で協議することが必要と認めるときは、部門間において会議することができる。

- 2 前項の場合において、会議の議長は、各部門の会長のうちから互選により選任するものとする。

(幹事会)

第8条 委員会は、その所掌事務を円滑に進めるため幹事会を置くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、市長が別で定める。

(補則)

第10条 この要綱に規定するもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、部門ごとに市長が別で定める。

附 則(令和2年9月2日告示第183号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(令和3年1月8日告示第3号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(令和3年4月12日告示第104号)

この要綱は、告示の日から施行する。

○名護市地域保健福祉計画等策定委員会(地域保健福祉計画部門)実施要綱

令和2年10月19日

告示第208号

名護市地域保健福祉計画策定推進部会運営要綱(平成19年告示第39号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、名護市地域保健福祉計画等策定委員会基本運営要綱(令和2年告示第183号。

以下「基本運営要綱」という。)第10条の規定に基づき、名護市地域保健福祉計画等策定委員会(地域保健福祉計画部門)(以下「委員会」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会)

第2条 基本運営要綱第3条第2項に規定する部門ごとに市長が別で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療及び福祉分野の関係者
- (3) 関係団体の構成員
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員会において、必要のあるときは、委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

3 委員会の庶務は、基本運営要綱第9条の規定に基づき、福祉部において行う。

(幹事会)

第3条 基本運営要綱第8条の規定に基づき、委員会の下に幹事会を置く。

2 幹事会は、次の表の者で構成する。

区分	構成
幹事長	福祉部長
副幹事長	福祉部 社会福祉課長
幹事	(1) 福祉部 生活支援課長 (2) 福祉部介護長寿課長 (3) 市民部 健康増進課長 (4) 子ども家庭部 子育て支援課長 (5) 総務部 総務課長 (6) 地域経済部 地域力推進課長 (7) 建設部 建築住宅課長 (8) 教育委員会 学校教育課長

3 幹事会は、次に掲げるものについて協議する。

- (1) 基本運営要綱第2条第2項第1号に定める計画の調査及び研究を行うこと。
- (2) 委員会に提出する原案及び資料に関すること。
- (3) 委員会の円滑な運営に関すること。

4 幹事会は、幹事長が招集し、その議長となる。

5 議長は、必要に応じて幹事以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

6 議長は、幹事会における協議の経過及び結果を委員会に報告しなければならない。

7 幹事会の庶務は、福祉部において行う。

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、委員会の実施に関し必要な事項は、委員会の会長が別で定める。

附 則(令和2年10月19日告示第208号)

この要綱は、告示の日から施行する。

■名護市地域保健福祉計画等策定委員会(地域保健福祉計画部門)委員名簿

	区分	氏名	所属名、役職	
1	会長	野原 健伸	名護市社会福祉協議会	会長
2	副会長	鈴木 啓子	名桜大学	副学長
3	委員	米田 志津子	名護市民生委員児童委員協議会	会長
4	委員	上地 寛康	名護市身体障害者福祉協会	会長
5	委員	川野 純治	名護市議会	議員
6	委員	都倉 稔	沖縄県北部福祉事務所	所長
7	委員	大城 將計	名護市区長会	会長

(2) 策定の経緯

日程	作業内容、会議の検討事項など
令和3年 6月～11月	<p>○成年後見制度の利用促進に関連する動向把握（法制度、上位・関連計画の整理）</p> <p>○名護市における権利擁護の現状確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎データ、相談窓口等の整理 ・市の各種計画における権利擁護の支援に係る施策の状況整理、関係課ヒアリング ・ニーズ把握（社会福祉協議会、当事者関係者団体、専門機関（司法・福祉）、相談支援組織）
令和3年 12月	<p>（17日）名護市地域保健福祉計画等策定委員会（地域保健福祉計画部門）幹事会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画策定の概要 ・基礎データ等の整理、ヒアリングの報告 ・名護市成年後見制度の利用促進に係る課題について <p>（23日）名護市地域保健福祉計画等策定委員会（地域保健福祉計画部門）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画策定の概要 ・基礎データ等の整理、ヒアリングの報告 ・名護市成年後見制度の利用促進に係る課題について
令和4年 2月	<p>（10日）名護市地域保健福祉計画等策定委員会（地域保健福祉計画部門）幹事会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画案について <p>（18日）名護市地域保健福祉計画等策定委員会（地域保健福祉計画部門）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画案について

名護市成年後見制度利用促進基本計画

令和4（2022）年3月

発行 名護市 福祉部

〒905-8540 沖縄県名護市港一丁目1番1号

TEL : 0980-53-1212（代表）